

第百三十一回国
参議院内閣委員会會議録第三号

平成六年十一月一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十月二十七日

辞任

池田 治君

補欠選任

中村 鋭一君

十月三十一日

辞任

吉田 之久君

補欠選任

直嶋 正行君

十一月一日

辞任

直嶋 正行君

補欠選任

都築 讓君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

岡野 裕君

板垣 正君

狩野 安君

瀬谷 英行君

寺澤 芳男君

井上 孝君

岡部 三郎君

村上 正邦君

萱野 茂君

久保田真苗君

栗原 君子君

中尾 則幸君

都築 讓君

直嶋 正行君

中村 鋭一君

永野 茂門君

猪熊 重二君

聴濤 弘君

衆議院議員

内閣委員長

修正案提出者

修正案提出者

國務大臣

大蔵大臣

國務大臣

(内閣官房長官)

國務大臣

(総務庁長官)

政府委員

内閣官房内閣内

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房内政審議室

長

内閣官房内閣外

政審議室長

兼内閣総理大臣

官房外政審議室

長

人事院事務総局

管理局長

総務庁人事局長

総務庁行政管理局

局長

大蔵省主計局次

長

兼内閣審議官

事務局側

常任委員会専門

員

菅野 清君

武藤 敏郎君

陶山 皓君

杉浦 力君

山崎宏一郎君

谷野作太郎君

藤井 威君

○委員長(岡野裕君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る二十七日、池田治君が委員を辞任され、その補欠として中村鋭一君が選任されました。

また、昨十月三十一日、吉田之久君が委員を辞任され、その補欠として直嶋正行君が選任されました。

○委員長(岡野裕君) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。武村大蔵大臣。

○國務大臣(武村正義君) ただいま議題となりました国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国におきましては、二十一世紀を活力ある高齢社会とするため、雇用、年金のあり方を人生八十年時代にふさわしいものに見直していく必要があります。このため、政府は、厚生年金保険につきまして、制度全般にわたり所要の見直しを行うことを内容とする法律案を別途提出しておりますが、国家公務員等共済組合法の年金につきましても、公務員制度の一環としての役割等に配慮をしながら、公的年金制度の一元化を展望し、基本的に厚生年金保険の見直しと同様の措置を講ずる必要があります。本法律案を提出した次第でございます。

以下、その内容を御説明申し上げます。

第一に、六十歳代前半の国家公務員の退職共済年金につきましては、その年金の額を報酬比例部分相当額とし、平成十三年度から二十五年年度にかけて現行の仕組みから段階的に切りかえることといたしております。なお、職域部分の取り扱いにつ

きましては、公務員の身分上の制約や職務の能率的運営の必要性等に配慮し、従来どおり公務から退職すれば支給することといたしております。

第二に、厚生年金保険と同様の改正事項として、標準報酬の再評価を事実上の賃金の上昇率に依じた方式に改めることとするほか、加給年金の対象となる子等の年齢要件の改善、退職共済年金と遺族共済年金の併給調整の改善等を行うとともに、新たに期末手当等を対象として特別掛金を徴収することといたしております。

第三に、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合に対しましては、年金給付の見直し等の自助努力を前提として、他の公的年金制度から被用者年金制度間調整事業による財政支援が行われておりますが、このたび平成七年度以降の両共済組合の財政事情等を勘案し、自助努力の一環として標準報酬の再評価の取り扱いにつき所要の特例措置を講ずることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容でございます。

なお、今回の改正に伴い、雇用と年金の連携を図るとの観点から、国の行政機関におきましても、民間における高齢者雇用施策を視野に入れ、行財政改革の要請に十分配慮しつつ、定年後の公務員の雇用問題に取り組むことといたしております。

また、本法律案は、衆議院におきまして修正がなされておりますので、御報告をいたします。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(岡野裕君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員石原伸晃君から説明を聴取いたします。石原伸晃君。

○衆議院議員(石原伸晃君) ただいま議題となり
ました国家公務員等共済組合法等の一部を改正す
る法律案に対する衆議院における修正部分につ
きまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、政府原案におきましては、退職共済年金
等の受給権者が組合員である間に受給する年金と
当該組合員の給付との併給調整の基準額を二十万
円としておりますのを、高齢者の就業促進の観点
から、衆議院において二十二万円に引き上げるこ
とといたしました。

次に、政府原案におきましては、六十五歳未満
の退職共済年金の受給権者が雇用保険法に基づ
失業給付を受けている間の支給の調整は平成八
年四月一日から、高齢者雇用継続給付を受けて
いる間の支給の調整は平成九年四月一日から行
うこととしておりますのを、衆議院においてい
ずれも平成十年四月一日から行うことといたし
ました。

また、政府原案におきましては、施行期日が
「平成六年十月一日」と定められておりますが、
既にこれを経過しているため、施行期日を「公布
の日」と改めるほか、所要の規定の整理を行うこ
とといたしました。

以上が衆議院における修正の概要であります。
よろしく御願い申し上げます。

○委員長(岡野裕君) 以上で趣旨説明及び衆議
院における修正部分の説明の聴取は、これを終わ
りました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○栗原君子君 私、国家公務員等共済法改正案
につきまして数点質問をさせていただきますと存
じます。

まず、共済年金の独自性についてお伺いをいた
します。

厚生年金法は民間労働者を、また共済組合法は
主として国家公務員を、そして国民年金法は自
営業者等を対象としているわけでございます。そ
こで、公的年金制度といたしまして生活の安定と福
祉の向上に寄与するという目的は共通しておりま

すけれども、共済組合法の第一条にはこれに加え
まして職員公務の能率の向上に資するという目
的が挙げられておられるわけでございます。この規定
を踏まえまして大蔵省は、公務員共済年金制度は
他の公的年金制度と比較いたしましてどのような
特徴を持つとお考えでございましょうか、簡潔に
お願いします。

○政府委員(武蔵敏郎君) ただいま御指摘されま
したように、共済年金は公的年金としての位置づ
けのほかに、公務員制度の一環といたしまして退
職後の所得保障を行うことによりまして、在職中
職後の所得保障のものとで職務に精励させる、と
同時に人材の確保あるいは適切な退職管理を可能に
するといったような役割を担っていると理解して
おります。

このため、退職者に支給する共済年金につきま
しては、報酬比例の年金として厚生年金相当部分
に加えまして、いわゆる職域部分がプラスアル
ファとして給付されるという設計になっていると
ころでございまして。

さらに、今回の改正に際しましては、こうした
職域部分の性格にかんがみまして、六十歳代前半
の別個の給付におきましても報酬比例部分に合
わせて職域部分も支給するという従来の取り扱い
を維持したところでございます。

○栗原君子君 続きまして、この間ずっと問題に
なっております共済年金につきましてもお伺い
をしたいと思っておりますが、共済年金の標準報酬
の再評価につきましては、今回平成元年度分をさ
らに六月月繰り延べることにするとともに、平成
六年度に再度五年間繰り延べることにしていま
す。鉄道共済年金が他の被用者年金制度から財政
支援を受けている現状からこのような措置を講
じることとしておられると思われましても、受給者
にとつては何の責任もないことであります。この
ような措置は、単に鉄道共済年金受給者ばかりで
なく、広く国家公務員共済年金受給者や組合員に
もまた共済年金に対する不信感を助長することに
なると思っております。どうでございますか。

年金の改革は、何よりも合意と信頼の上に進め
ていくことが必要であろうと思っております。

実は、去る十月二十五日の衆議院の大蔵委員会
における修正で平成元年度分の六月月繰り延べ
措置は解除されることとなりました。しかし、鉄
道共済年金につきましては、平成六年度分の標準
報酬の再評価が再度五年間繰り延べられる措置が
とられるとされているほか、職域部分の三階部分
が支給されないなど、他の共済年金との格差がま
すます拡大していると思っております。このような状
況は決して放置できるものではないと思っております。
十月二十五日の衆議院の大蔵委員会におきまし
ても、修正とともに附帯決議がなされておしま
す。この附帯決議につきましてもどのように大蔵省
としてお考えでいらっしゃるのか、お伺いをいた
します。

○政府委員(武蔵敏郎君) 鉄道共済年金は、制度
間調整事業による他制度からの財政支援を得てよ
うやく年金の支払いが行えるという状況にありま
すので、拠出側の制度の理解を得るということが
肝要ということと考えておりました。今御指摘の
ありました保険料率の引き上げとか平成元年度分
の標準報酬の再評価の繰り延べ等の自助努力等
を行っております。これを前提として平成六年度
末までの鉄道共済年金対策スキームというのが合
意されていたわけでございます。

平成七年度以降のこの再評価の取り扱いにつ
きましては、引き続き拠出側の制度の理解を得る必
要がございまして、公的年金制度の一元化に関
する懇談会というものが、これは各公的年金制度の
代表者の方などから成る懇談会でございまして、
この御了解をいただきました上で平成六年度分の再
評価の実施を法律上次の財政再計算期まで繰り延
べることとしておられるわけでございます。

ただ、このような鉄道共済の自助努力といいま
すものが現在の組合員にとりましては大変ある意
味で負担になっておられるのも事実でございまして、
今後この問題につきましても、ただいま申し上げ
ました一元化に関する懇談会というところで公的

年金制度の一元化問題というのが議論されるわけ
でございまして、その公的年金制度の一元化問
題の中でこの問題も検討されるべきものというふ
うに考えております。

○栗原君子君 今、鉄道共済年金にかかわって一
元化の問題にも少し触れていただきましたけれど
も、これらは具体的な案は現在のところまだ明ら
かになっていないわけでございまして。

社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成四
年九月の中間報告で三つの案を提示しているわけ
でございまして。これら等を含めまして、現状の鉄道
共済年金の問題とともに公的年金の一元化に向け
てどのような検討をこれからなさろうと思ってい
らっしゃるのか、大蔵大臣にお伺いをしたいと思います。

八四年の内閣の閣議決定の中では九五年度をめ
どに一元化するということを決定していらっしゃる
と思いますけれども、これらとあわせましてどのよう
にお考えでいらっしゃるのか、お伺いをいたしま
す。

○国務大臣(武村正義君) 御指摘のとおり、公的
年金制度全体の安定とか整合性を図っていくため
に、将来、制度の一元化は大変重要な課題である
というふうに考えております。

今、政府委員からもお答えがございましたよう
な一元化に関する懇談会等の場で精力的な検討が
進められておられるところでございまして、こうい
う中でぜひ制度間の違いを乗り越えて合意形成を
図っていくべきだということに考えております。

国家公務員共済としては、一つは、産業構造の
変化や行政改革、地方分権の要請等にこたえるな
どによりまして、特定の職域の現役加入者数が減
少をして個人の年金負担増をもたらすのは制度分
立に伴う不合理と考えられ、こうした運営の不安
定化を回避する必要があると思われ、もう一つは、
共済年金制度は公務員制度の一環としての役割を
担っていることも留意しなければならぬという
ふうにも考えます。こういう観点に立ちながら今
後適切に対応してまいりたいと考えております。

九五年めどというのは、その方針で内閣としても取り組んでいきたいというふうに思っております。

○栗原君子君 ぜひ早急にまたこの取り組みの方を検討していただきますようお願いをいたします。

次に、育児休業期間中の給付について伺います。

さきの第百二十九回国会におきまして雇用保険法の改正が行われ、育児休業中の者に対して賃金の二五%相当額が支給される制度が創設されました。人事院は、去る四月二十八日、大蔵省に對しまして国家公務員共済組合制度の中で同様な制度を設けるよう申し入れを行いました。

ところで、この申し入れに對しまして、大蔵省の検討状況というのはいかがでございましょうか、イメージをお聞かせいただければと思います。

○政府委員(武蔵敏郎君) ただいま御指摘のありましたように、民間におきましては、雇用保険制度の中で育児休業給付の制度が平成七年度から導入されるということになりました。国家公務員につきましては、雇用保険制度というものが適用されないという事情がございますので、人事院の方からは共済組合制度の中で給付水準あるいは実施時期等を含めて、民間の育児休業給付に見合った給付を行うことが現実的かつ適当という考え方を示させていただいたところでございます。

現在、私どもといたしましては、この人事院の意見の申し入れを踏まえまして、共済制度におきまして短期給付の中で措置するという場合にどういう具体的な仕組みや問題点があるかという観点から鋭意検討しているところでございます。

○栗原君子君 皆さんがこれはどのような方向で進むのであろうかと、特に女性の公務員労働者の人たちが関心をお持ちでいらっしやいますので、早い時期に出していただきますようお願いをいたします。

次に、外国人の問題につきまして伺います。

ます。

今回の改正で外国人脱退者に対する一時金の支給を新たに定めたことは、全くの掛け捨てとなっておりまして従来のような大きな前進であると思えます。これらは高く評価できるものと思えます。しかし、三年間分の一時金で頭打ちにこれはなっているわけでありまして、長期にわたる加入者が生じることを前提としていないのかどうか、また上限を三年間分とした根拠につきまして大蔵省のお考えを伺いたいと思えます。

○政府委員(武蔵敏郎君) 外国人の脱退一時金の問題でございすけれども、共済年金につきましては厚生年金の改正にあわせて今回このような改正をさせていただこうとしているものでございす。

共済年金の例といたしましては、国立の大学あるいは研究機関などの教員とか研究者といったようなものが典型的な例として考えられるわけでございますけれども、ただいま委員御指摘のように三年以上保険者期間がある場合についても三年分を限度とすると、そういう形で一時金を支給するというのがどういう理由かということでございますが、基本的に厚生年金と同じ考え方で共済年金も改正しておりますので、厚生年金の考え方を御説明申し上げることにいたします。けれども、一つは、この脱退一時金というものはあくまでも特例的、例外的な措置であるということでございます。これを長期的なものとして考えるというのは適当でないのではないかというのが基本にあるかと思えます。

それから第二番目には、現在期間が定められている在留資格期間というもの、最長期間は三年以内ということになっているという事情もございす。

それから第三番目には、実際問題といたしまして、この一時金の対象となります出出国者の大部分が、大体九〇%ちょっと強のものが三カ月以内というにとどまっているというような事情がございまして、このような観点から三年分を限度と

するということにさせていただいているものでございす。

○栗原君子君 時間が刻々と迫るのでございすけれども、私は今回の年金改正につきまして多くの働く人たちの声も聞かせていただきました。そして、私の方の事務所にもたくさん陳情書とか要請書などが参っているわけでございす。そして、これは改正になるのか改悪になるのかということを開きまして、ほとんどの人たちがこれは改悪になると、このように理解をしているようでございす。私も出されましたものを思い出さうとした方にも説明するわけでございす。なかなか納得をしていただくわけにはなっていないわけでございます。

ここに一枚の要請書を持ってまいりましたけれども、これは一つには六十五歳への繰り延べは行わないこと、二つ目には年金の掛金の大幅引き上げとボーナスからの徴収をしないこと、三つ目には年金水準の切り下げとなる年金額の算定を可処分所得としないこと、四つ目には国庫負担を増額し基礎年金を充実すること、五つ目には雇用保険失業給付の併給は維持すること、こういったことをこの要請書ではうたっているものでございす。

これらにつきまして、これは改悪でなくして改正であるというようにことを多くの働く仲間が年金の今回の審議を通して私も伝えていきたいと思っております。大蔵省の方から、どういふ言葉で言えば納得してもらえるのか、できましたら大臣からもそういうことをお聞かせいただければと思っております。

私は頭も悪うございまして十分に皆さんに説明することができなくて困っておりますので、よろしくお願ひします。

○政府委員(武蔵敏郎君) ただいま委員が御指摘になりました問題は、いずれも大変大きなかつ基本的な問題であらうかと思ひます。

それにつきまして一つ一つこの場でまたお話を申し上げますことは大変時間の制約もありますので

で控えさせていただきますけれども、まず基本的な考え方は、年金制度というものは長期的に安定した制度で国民の信頼を得なければならぬということかと思ひます。

もちろん、もう一方から見ますと、給付水準がより高ければ高いほど望ましいということとは一般的には言えるわけでございす。その裏には必ず負担を伴うということかと思ひます。この負担につきまして、現在は御承知のように現役の保険料という形で成り立っております。そこに三分の一の国庫負担が税金から投入されているという仕組みになっておるわけでございす。したがって、給付水準を維持しようと思えば、ただいま御指摘のありましたような年金の可処分所得スライドをやめて今までどおり高いアップ率を認めていこうということになりますと当然保険料率を高くしなければいけない、あるいは国庫負担もふやさなきゃいかぬということになるわけでございす。

そこで、結局この問題は、あくまでも年金というのは保険でございすので、受益と負担というもののバランスをどう考えるかということになるかと思ひます。現在、我が国の年金水準といひますものは、これは改めて申すまでもなくかなり高い水準になってまいりまして充実されてきたわけでございます。それを前提に今後の二〇〇〇年を越えます二〇二五年に高齢化のピークを迎えるといったような指摘があるわけですが、そういう欧米にはないような大変速いスピードで大変高い水準に六十五歳以上の高齢化率がなっていくということを考え合わせますと、今回のような改正が受益と負担のバランスをとるためにぜひ必要と、こういうことを長期的に考えていく必要があるということであらうかと思ひます。

なかなか十分な御説明ができなくて大変恐縮でございますけれども、また今御指摘の一つ一つの問題についてどういふふうに考えるかということにつきましては時間をいただければ改めて十分御説明をさせていただきますと思ひますが、非常に

一般的で恐縮でございますけれども、そういうことかと思っております。

○栗原君子君 現在の日本の年金というのが大変私は信頼度を失っている、特に国民年金あたりはそのように思うわけでございますが、そのために若い人たちが掛けないとかあるいはまた滞納者が多いとか、それも大変な額になっているわけでございます。やっぱり年金というのは、安心社会をつくるためにまずその信頼度回復が第一番であらうと思います。

今後とも御尽力いただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○猪熊重二君 非常に素朴な質問で恐縮ですが、今の政府の答弁にも関連するんですが、年金受給権というものはどういうものなんだろうということについて伺います。

今回の改正案によれば、国家公務員は、現行の満額共済年金受給年齢六十歳を平成十三年から三年ごとに一年ずつ繰り下げられていく、最終的には六十五歳にまで繰り下げられるということになるわけです。しかし、今動いている公務員にしてみれば、六十歳になれば満期の年額を受給できると期待しているわけです。ところが、一遍の法律改正によってこの期待権が消えていってしまうということに関してどうも私自身も納得がいかない。

そこで伺いたいのは、共済組合法に基づく国家公務員の政府に対する年金の受給権というのは法的にはどういう性質の権利であるというふうに認識しておられるわけでしょうか。

○政府委員(武藤敏郎君) 国家公務員につきましては、一定年限勤務して掛金を納め、退職して、かつ支給開始年齢に到達するという条件が整いますと、国家公務員等共済組合法によりまして退職年金を受けることができます、これをただいま委員の方から年金受給権というふうなことで御指摘があったものと理解いたします。

こういう公的年金制度につきましては、掛金の

納入期間が非常に長期にわたる、そういうことから、加入者がその間に掛金を掛け続けるということによりまして自分が将来御指摘のような年金受給権があるという一定の期待を持つていいますか、そういうことは十分に私どもとしても理解できるところでございますが、この年金の受給権と言われるものがどういふものかということになりますと、私どもとしては法律に、国家公務員であれば国家公務員等共済組合法に定められた社会保険制度でございますし、強制加入ということになっておりますし、掛金、給付が、そういう仕組みが法律で決まっておりますことでございますし、いわゆる私的な契約という意味での権利義務ではないというふうに理解しておるわけでございます。

結局、この法令に定められた中身でございますけれども、年金受給権者が将来自分が受け取る給付に要する費用のすべてを負担されるということであればまた事情はあるいは違ってくるのかも知れませんが、現在はどういう制度になっているかと申しますと、現職者の負担、それから事業主の負担、それから公経済の主体としての国の負担ということに大きく依存しておるわけでございまして、年金を受け取る側について見ますと、給付内容につきましては、社会経済情勢の変動であるとかあるいは現職者の負担のバランスといったような観点からいろいろ制度の改正が行われ、年金水準が変動するということは当然想定される性質のものであるというふうに考えるわけでございます。

○猪熊重二君 どうもはつきりしません。

要するに、伺いたいのは、共済組合法に基づく公務員の法的立場というのは、締結が強制されたからといって中身自体は保険契約には違いないんじゃないでしょうかということが一つなんです。要するに、国というか政府と国家公務員との間の保険契約であって、その限りにおいては私的な保険契約である。ただし、その保険契約が加入を法律によって強制されている。ですから、契約締結が強制されているという側面においては全く自由な契約ではないけれども、しかし契約締結が強制されているというものを除外すれば政府と国家公務員との間の保険契約にすぎないと私は思うんです。その点が一点。

それから、次長さんが今おっしゃった言葉の中で、共済保険給付の負担者がどこにあるかということとはそれほど重要なことではない。なぜかといえば、国がそれを負担するといっても、憲法二十五条に基づくどこに基づくかは別にしまして、それは国が社会保障制度としてやるべきものと憲法的に義務づけられているものを負担しているだけの問題であって、国が負担しているから、だからこの契約が全く国の自由で結構というわけにはいかぬのじゃないだろうか。

今、私は二点申し上げたんです。というのは、次長さんが今おっしゃったようなことを究極的に突き詰めていけば、今回の共済組合法は平成十三年から先三年ごとに一年ずつ繰り下げるといふから、まあ大分先の話だからみんなすぐしに火がつくわけじゃないけれども、もしあなたがどうしても急に六十を六十五にするということも、いろいろな財政的な事情とかそういうものはあるけれども、それだって可能になるでしょう。公務員の共済年金受給権というものはそんなにあやふやなものなんだろうか。

その辺をもう一度簡単にいいから説明してください。

○政府委員(武藤敏郎君) ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、第一点の保険契約ではないかという御指摘でございますけれども、私どもはいわゆる私法的な契約上の保険契約ではないというふうに考えているわけでございます。法律に定められた社会保険制度というものであるわけでございますけれども、保険契約上の権利義務が国なり共済組合なりと加入者との間で発生するものではないというふうに考えておるわけでございます。そういう仕組みにもなっております。

にそういう法制にもなっております。

第二点の国の負担があるからといって勝手に変えていいものではないというのは、それは大変私どもも舌足らずで恐縮ございましたが、私どももそういうものではないという点はそのとおりだと思います。

ただ、申し上げたかったのは、国の負担もそうなんですから、現役の負担あるいは民間の厚生年金であれば事業主の負担といったようなことでそれぞれの関係者が提出し合うという制度でございまして、そういう意味ではそれぞれの関係者の負担のバランスといったようなものが当然問題になるのではないかと。そういう中から受給される方の年金の水準も変動が当然なものでないかということでございます。

これがあくまでも個人の契約のように初めからきちんと自分の責任において費用を負担してその範囲内で受益を得るといったようなものであれば、御指摘のように簡単に変えられないということだと思っております。今委員から御指摘のあった大変極端な例でありますけれども、議論があるかもしれませんが、結局すべては法律に基づいて仕組まれておる、すべての変更が法律、国会の審議を経て実行されるという意味においてきちっと公平公正な姿が担保されているのではないかと。この問題は、私は勉強不足ですが、また勉強しているところとお伺いしたいと思います。

ただ、今最後に言われた、法律で決めるから、だからそれでいいんだということじゃないんです、私が言っているのは、例えば、私が勤めていて、来年六十になるからもうこれで年金ももらえるわいと思っていれば、極端に言えば、法律を一遍変えられて五年先へばんと行かれてもそれでも構わないんだというふうな実態というんだから私の立場は一体何なんだということ。これについて私自身ももう少し勉強してまた質問します。

次の質問に移りますが、もし最終的に六十五歳の満額支給というんだら、六十歳の定年を平成十三年から一年ずつ繰り下げていく、それに合わせて六十一、六十二、六十三というふうな定年もそこまで持っていくならそんなにいろいろ心配する出来事は起きないと思うんですが、その辺は検討されたんでしょうか。どうして検討しないか。満額支給の年齢を繰り下げるのと同じように公務員の定年もそれに比例して下げていくということはなぜできないんでしょうか。

○政府委員(武藤敏郎君) 定年年齢とそれから支給開始年齢との関係でございますが、この問題は支給開始年齢の引き上げというものがどうしても必要かということにまずなるわけでございますけれども、これは先ほどもちょっと触れましたような年金財政全体を考え、今後の高齢化の状況を考えると、負担と受益のバランスという観点から引き上げることがぜひ必要だということになるわけでございます。それならば定年年齢を引き上げないのかということでございますが、結局六十歳代前半の雇用と年金の連係というのをどう考えるかということであろうかと思えます。

定年制の延長につきましては、これは厚生年金の方の問題がまずあるわけでございまして、こちらの方ではまず定年六十歳は今の社会経済情勢の中で据え置まして、六十歳代前半の雇用については、定年年齢六十歳を前提に事実上の雇用延長等を考えていくということでございます。私ども、国家公務員共済組合、公務部門におきましては同様にその考え方と同じような考え方に立ちまして高年齢者の雇用の問題について考えておるわけでございまして、これは去る三月に高年齢者雇用問題についての基本方針が閣議決定されておるところでございます。共済年金との連携を図りつつ、所要の準備期間を経て段階的に高年齢者雇用を進めるということになっております。

その場合に、共済年金の支給開始年齢の引き上げにおくれないように実施するところがあるがポイントでなかろうかと考えておりまして、こうい

うことをまず念頭に置きまして、現在、公務部門における高年齢者雇用問題検討委員会というのがございますが、ここで具体的な検討が行われるというふうな承知しております。

○猪熊重二君 今の問題に関連して二点伺います。確かに、厚生年金の方で定年の問題をどう処置するかというのは、私企業の問題ですから非常に難しい側面がある。しかし、いい悪いは別にしても、日本の労働関係において公務員制度というものがあつた意味において指導的な、先行的な役割を果たさなきゃならぬ。例えば労働時間にしても、土曜日の休暇にしても、いいか悪いかは別にしても、日本の風土でやむを得ないことなんです。

そういうふうな観点から見れば、厚生年金の方の定年の問題がいろいろあるからといって国家公務員の方の定年もそれに右倣えする必要はないんじゃないか。もちろん、社会から公務員の方だけどうのこうのという批判はあります。しかし、公務員の方は定年を六十一、六十三、六十五と、こうやっていくことが世の中の定年制に対する影響というものにも日本の風土の中で非常に有効じゃないか。そういう意味だったら、厚生年金金横並びで向こうがやってないからうちだけやるわけにいかぬというふうな発想を転換したらどうか、これが一点。

それから、定年をそういうふうな六十五まで直ちにするわけにはいかないよと、こうおっしゃっても、結局は満額の共済年金受給の六十五歳に至るまでの間、別個の給付として満額の共済年金の約半額強のものを支給しているという財政的な状況から見れば、別個の給付が半額だからという面はあるけれども、それにしてもそんなに定年を繰り下げることと財政的にそれほど支障はないんじゃないか。この二点について。

○政府委員(杉浦力君) 今のお話のうちの第一点について、まず私も担当いたしましたところですが、定年年齢の繰り上げの問題でございますが、先

生御案内のように、今も大蔵の次長さんからお話がございますが、公務員の基本的な考え方は、大前提といたしまして民間の状況がいかにあるかというのが第一点。そしてもう一つは、高齢期に達した方々の職業に対する意識、早く引退したいという人もあるかも知れませんが、あるいはさうにということもあるかも知れませんが、そういう意識の問題。あるいは業務運営でどういう格好で高齢者のための新しい業務を生み出していくかとか、こういった点等を含まして考えますときは、現行におきましては現在でございます定年制をまず第一前提として維持する方が適當であろうということに至ったわけでございます。

したがって、この定年制を維持した段階でもなおかつ公務部内で定年を迎えた方々につきましましての雇用については、政府は積極的に対応しようということが先ほど次長のお話にございました。閣議決定の中にもございまして、さらにも、例えは短時間勤務もできるような制度を導入したらどうかというふうな提言というんです。か、そういうことも閣議決定の中に書き込みまして、今後具体的にどうしたらできるかということを検討させていただきたいと思っております。

そして、現在検討委員会が動いておりますが、各省におかれましてはその面の検討に入っているというところになっております。

○猪熊重二君 私の質問はあと一分しかないから、特別保険料について、これを一分、それは少なくないんですけれども、なぜ一%なのか。これを年金額に反映、年金と給付と無関係という処置にしたこと、これについて一言だけお答えください。それで終わります。

○政府委員(武藤敏郎君) 国家公務員共済組合におきまして特別保険料一%といふのは、厚生年金の考え方との権衡を図ることと決めたものでございまして、ただいまの御質問に對しましては、厚生年金ではどうして一%になったのかというところについてお答えすることになるわけなので

ございますけれども、現在、厚生年金の保険料につきましては、月収のみを保険料の算定の対象としておりまして賞与等は対象としていないわけでございますけれども、保険料の徴収対象を拡大するということによりまして、月収だけの場合には高くなるべき保険料がその場合には抑制されるといふ点が一つあります。

それからもう一つは、これは実際にあると言われているわけでございまして、保険料負担というものを回避するために月収をどちらかというところと抑制いたしましてボーナスを増額する、そうしますと保険料負担が低くて済むといったような現象もあるわけでございまして、負担の公平の観点に立ちまして新たに賞与等からも保険料を徴収するということになったわけでございます。

なぜ一%かということにつきましては、一つは、この特別保険料が給付には反映されないということがございまして、そういうことから低くしたわけでございまして、一%という数字につきましては、今ありますのは政管健保という、これは医療保険の方でございまして、賞与等から保険料率一%を徴収しているというふうな実態がございまして、それを参考にして決めたというふうな同ってあります。

○猪熊重二君 終わります。

○藤澤弘君 今度の年金改革は、年金の支給開始年齢を六十歳から六十五歳に繰り延べしたこと、それから年金給付水準の引き下げ、その一方で将来保険料の二倍の引き上げといったような点で大きな改善だと私は考えます。時間が限られておりますので、年金の六十五歳支給問題についてのみ絞ってお聞きしたいと思います。

最も基本的な質問なので大蔵大臣に御答弁をお願いしたいんですが、六十五歳支給になりますと当然五年間の空白というものが生まれ、雇用と年金の空白というものが生まれてくる。これをどういうふうな保障していくのか、この点についての基本的な考えをお聞かせいただきたいと思

○國務大臣(武村正義君) 今までの御質問で政府委員からもお答えをしていることの繰返しにもなりますが、年金システムを人生八十年時代に対応したものに再構築していくというのが今回の改正の基本姿勢でございます。その結果、六十歳代前半は賃金とあわせて生活を支える年金を支給し、六十五歳以降は年金を中心とした生活設計が行える体制をつくっていく、こういう観点に立つ改正でございます。

具体的には、六十歳代前半の退職共済年金につきましては、報酬比例部分に相当する額の年金を支給することにして、御承知のように平成十三年から二十五年にかけて現行の仕組みから段階的に切りかえていくという考えでございます。

この際、公務員の定年が六十歳であることから、今も議論がございましたように公務部門における六十歳代前半の高齢者雇用が大きな問題になってまいります。この点につきましては、民間における高齢者雇用施策も視野に入れながら、雇用と年金との連携あるいは行財政改革の要請にも配慮しながら、この六十五歳までの雇用に積極的に取り組んでいくという基本方針に立っております。閣議決定もなされているところでございます。

この閣議決定に基づきまして、公務部門における高齢者雇用の推進方策について、公務部門における高齢者雇用問題検討委員会なるものが設置をされて既に始まっております。今後この委員会の具体的な検討にまかしたいというふうに考えている次第でございます。

○聴議弘君 少し具体的なことをお尋ねしたいと思います。

今、大蔵大臣も、この六十五歳までの間によく言われる部分年金ですね、これを支給していくという考え方を述べられました。私は大蔵省にお願いして調べてもらったんです。この部分年金のことなんですけれども、共済年金に三十五年加入した場合の試算をしてみました。九四年度をとっ

て試算をしてみました。そうしますと、年金の月額は一十一万五千九百円、そのうち定額部分が七万九千四百円、部分年金である報酬比例部分は二万二千三百円、つまり部分年金は本来支給される額の半分強ですね。こういう結果が大蔵省の資料によって計算して出てまいりました。

簡易保険局の調査によれば、夫婦の老後に最低必要と考えられる生活費は月二十三万八千円というふうになっております。これでは退職者の生活水準というのは一体どうやって維持できるのかという問題が当然起こってまいります。どんなふうにかえておられるのか、質問を具体的にいたしました。

○政府委員(武藤敏郎君) 年金の支給開始年齢の引き上げに伴いまして、これは二〇〇一年から三年ずつ、御承知のような一歳ずつ引き上げるといふ十三年間かけて六十五歳までいくという長い計画なわけでございますけれども、その間に少しずつ少しずつ定年と年金との間に年数があぐわけてございまして、そこに別個の給付として報酬比例相当部分と職域部分を合わせたものが国家公務員の場合には支給されると、こういうことでござい

ます。それが十分でないという御指摘につきまして、私も十分でないという御指摘につきまして、私どももいたしましては先ほどからも御議論がありまして六十歳以降の、六十歳代前半の雇用というものをこれからきちっと充実してまいりまして、年金と雇用による給与と合わせて生活をしていく。六十歳代までは給与だけで生活をし、六十五歳以降は年金中心の生活になるわけですが、六十歳代前半におきましては年金と雇用の連携という形で生計を立てるといふのが基本的な考え方かというふうに思います。

○聴議弘君 問題は雇用なんです。ちゃんと雇用できればそれでいいんだけど、現状というのはいくらもまた調べてみますと、これは一九九三年度ですけれども、公務員の場合九千三百六十人が定年退職されている。そのうち勤務延長されたのが百四十人、新たに再任用された者はわず

か十名、任期を更新され引き続き再任用されたのが十名、こういう状態なんです。

だから、部分年金と雇用でもってやっていくんじゃないかということなんですけれども、民間は大変だし、公務部内においては私が言ったような数字で、これはもう少し将来の話だということようなことを言われるかもしれないけれども、少なくとも現状はこういう状況である。これではやっていけないというところは明確なんじゃないかと思うんです。

ですから、先ほどの大臣の御答弁にもありましたけれども、公務部内における高齢者雇用についての閣議決定が行われている、それから人事院もこういう点について九三年度に勧告を出している、これは全部私知っております。しかし、現状はこうなんです。今言ったとおりなんです。どうやって具体的に雇用を保障していくのか、公務部内。この点について具体的なことをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(杉浦力君) お答え申し上げます。現在の状況につきましては、先生が今おっしゃったような状況になっております。と申しますのは、現在は年金的には五十九歳あるいは六十歳でいただけるわけでありまして、特別に新しい仕事をつくりまして雇用拡大するということにはなっていないわけでありまして、将来につきましては、先生おっしゃいますように年金がいわゆる半額になっちゃうということになりますと新しい職場を開拓せざるを得ない。そういう点を踏まえまして、先生御案内のような閣議決定の中で積極的に雇用を確保すると、そのためにも一日働かない人のための条件とかいろいろなことも今後検討しようということを決めたところでござい

ます。

まだ、具体的にこういう仕事がある、これだけの人雇えるあるいは参加できるという数字まではいっていませんが、そういった点を検討委員会を通して具体的な議論に入らせていただきたいと思っております。

○聴議弘君 今おっしゃったことについては、ちょっと結論的なところで申し上げたいと思うんですけれども、もう少しまたこういう問題もあるんですね。

雇用がそもそも難しいという方がいらっしゃる。例えば病院の看護婦さんです。それだとか気象に携わる人、管轄に携わる人、海上保安に携わる人、こういう方々の今の労働というのとも相当きつものである。特に看護婦さんなんかそうで、大体六十歳まで働けるかどうかということ自体が問題だということのような職場におられるわけですね。これをもう六十でばんと切ってしまう。再雇用どころじゃない、こういう状況にある方々。それからもう一つは病弱者、それからあえて身体障害者とは言いませんが病弱者の方々、こういう方々は六十以後働けないですよ。六十まで働くのがやっとなんですよ。そういう人々には、年金は半分でひとつずつやってください、あとは雇用は当然できないわけ、そういう方々は、それでは六十五歳までどうやって暮らすんだという問題が起こるわけですね。これはどうお答えになりますか。

○政府委員(杉浦力君) お答え申し上げます。ことしの春に閣議決定いたしました中にも、基本的に本場に今先生おっしゃるような職種として非常に再任用が困難な職種があるかどうか、あるとすればどう対応するかという点につきまして検討するというのが一応テーマの一つに入れているんです。そして今お話のような、例えば看護婦さんがそのまま看護婦さんをやるのは大変だといふのであれば、ではほかの職種でできるものがないか、そういう開発はどうかというようなことも含めて今後の検討の課題としてやっていきたいと思っております。

○聴議弘君 大蔵大臣に質問したいんですけれども、今の答弁で非常に明らかになったことは、すべて検討することですね。再雇用の問題についても検討をしていく、言葉だけは積極的といふのはあるけれども、検討していくと。それから再雇用が非常に難しいところ、難しい方々、

それは他の職を見つるやうに何とかしたい。これともかく検討をしたいということなんです。

大体、半年年金出して半分は再雇用ということ。六十五歳まではやれるはずなんだという前提でこの改革がやられている。ところが、半分の再雇用の問題についてはこれから検討すると、どうなるかわからないというのが実際の現状だ。ところが、六十五歳での支給、要するに六十歳から六十五歳に上げちゃうと、繰り上げてしまふということだけはもう決めてそういうふうに行きまふということになっている。これだけ先行させるといふことは、これはやっぱりむちゃだと私は思うんですね。

国家公務員の共済制度の目的それから趣旨に照らしても、こういうやり方は私は合致しないと思う。国家公務員法の百七条には、共済年金というのは退職金制度と位置づけ、退職後の適当な生活を維持するためのものである、こういうふうな規定されているわけで、今度の改革のやり方はこれに私は反するといふふうに思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(武村正義) 先ほどの栗原委員の最後の御質問にもかかわる話でございます。

結局、全体としてある意味ではすべての国民にかかわる負担と給付の年金というこの巨大なシステムをどう考えるか、しっかり守っていくという姿勢に立つことがまず基本であります。この制度を崩さない、守るということの基本にしながら、さまざまな給付条件等々やおっしゃるとおり厳しい改革になっているわけであります。全体を守るためにはやむを得ないと言ってしまうと余りにも単純な言い方でございますが、問題はそこにあるといふふうに思っております。

それは、国庫負担で全面的に基礎年金に対する負担率を上げる等によって財政、会計の厳しさをカバーしているならこれは別でございます。それが国家財政の現状からいっても難しい。厚生年金ももちろんですが、別の違った意味で同

じことが言えるわけですが、そういうことに立ちますと、やはり長期的な制度であるということからいきましても、どうこれを基本を崩さないで安定的に維持していくか、その一点に目を向けながら各般の議論をして今回の改正を提案いたしたいところでございます。

ですから、今の問題も確かに個々に検討していきますと現在時点では難しい課題がたくさんあるのは十分承知をいたしております。問題点を鋭く御指摘いただいているといふふうにも伺いました。幸いといえますが、平成十三年から順次支給年齢を上げていくことでございますので、この数年間の余裕の中でこの問題に取り組んでいきたい。公務部門だけならこれは政府の中の話でございますが、民間部門全体を含めた話でございます。から、本当にそういう意味では日本の雇用をめぐる社会経済的条件を大きく変えていく、あるいは変わることを期待する前提に立っていることを十分認識しながら、問題の広さ、深さを十分認識しながらこの問題に政府としては真剣に対応をさせていただきたい。現在時点では検討検討というお答えになるのはそういう意味でお許しをいただきたいといふふうに思っております。

○聴議弘君 全体の財政その他大きな問題を抱えながら全体的に見ていかなきゃならぬということをおっしゃられたと思うんです。

働く者の側から見れば、毎月毎月たくさん保険料を積み立てているわけですね。その積み立てた金というのは、大蔵省の資金運用部というんですか、そこへ行く。そこからいろいろなところへお金が回されている。今手元に細かい数字を持っておりませんけれども、何十兆、何百兆という金が積み立てられている。これはみんなが保険料として払ったものです。これをきっちと運用したら絶対にはずさずだと言えなくとも運用したものであります。ところが、その資金運用部でもってその金がいرونなところへぐるぐる運用される。

こういう全体の構造もまた我々国民が十分知りながらこの問題を考えてみないかと思ふんです。もちろん、そのためには安全で確実なところに運用しているから大丈夫だと、大体大蔵省はそういうふうにお答えになるんだけど、これだけの改善だ、私に言わせれば、それをやるに当たって、そういう大蔵省の資金運用部の透明度というのをもっとと高めなければならないと私は思います。この資金運用部の情報の公開、これを私は強く求めたいと思ふんですが、大蔵省の見解、いかがでしょうか。

○政府委員(武藤敏郎) 財政投融資のあり方につきましても、各方面からいろいろな御意見を寄せられております。私は直接の担当でないで大変恐縮でございますけれども、できる限り透明度を高めるべく、これは理財局が担当でございますが、いろいろ努力しておるといふふうに理解しております。今後ともそういう方向で引き続き努力をするといふことまでお答えをさせていただきます。と思うわけでございます。

最初に委員の方から御指摘のありました、保険料が積み立てられていてそれで年金が将来十分もらえるといふことにつきましては、実は現在の保険料といふものは将来の給付のすべてをカバーしていない、いわゆる積立制度になっていないといふことでございます。専門的には修正積立制度だと言っておりますけれども、単純な賦課制度ではない。今の現在の受給者に渡すお金の掛金を一〇〇％現在の人が負担するというのが賦課方式ですが、一部積み立て一部賦課するというところで、現在、受給されている方は実は御本人が積み立てて適正に運用されたもの以上に受給しているというのが実態でございます。

これはちょっと資金運用部の制度と離れますけれども、そういうことも現在の制度の実態であるといふことを御理解いただくために補足させていただきます。

○聴議弘君 最後です。

ともかく四十数年にわたって働き続けて六十歳になられる。その後は老後の不安なくどういふ人生を送ったらいいかというの本人がやはり自由

由に選択できる。六十五歳までは絶対に働かなきゃどうにもならぬのだというふうなそういう選択肢だけが六十歳の人には突きつけられる。そんなことじゃなくて、働き続けるかあるいは六十歳で安定した老後に入るか、それはやはり四十数年働き続けた人々の最後の自由な選択ということこそ立派な高齢化社会だと私は思うんです。そういう点では、今回の改革というのは国民の生存権、これを侵害するものだといふふうにも言わざるを得ない内容を持ったものだといふふうに思ふんです。

この点を指摘して私の質問を終わりますが、大臣に、もしか何か御感想があればお願いいたします。

○国務大臣(武村正義) 特段ありません。拝聴させていただきます。

○聴議弘君 終わります。

○委員長(岡野裕吉) 他に御発言もないようから、質疑は終局したものと認めます。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時八分休憩

午後一時開会

○委員長(岡野裕吉) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、直嶋正行君が委員を辞任され、その補欠として都築義典君が選任されました。

○委員長(岡野裕吉) 行政改革委員会設置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山口総務庁長官。

○国務大臣(山口眞男) ただいま議題となりました行政改革委員会設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。我が国の経済社会の構造を新たな時代にふさわ

しいものに改革していくに当たり、行政改革は避けて通れない緊急の課題であります。

このため政府は、行政改革推進本部を中心として、規制緩和を初め行政改革の推進に積極的に取り組む所存であります。

今般設置しようとする行政改革委員会は、臨時行政改革推進審議会の最終答申等の趣旨を踏まえ、国民の視点に立つて政府による行政改革の実施状況を監視するとともに、行政情報の公開に係る制度について本格的な検討を行い、行政改革に関する諸般の方策の着実な推進に資するものであります。

次に、法律案の概要について、その内容を御説明申し上げます。

行政改革委員会は、許可、認可等行政の各般にわたる民間活動に係る規制の改善の推進その他行政の制度及び運営の改善の推進に関する施策の実施状況を監視するとともに、行政情報の公開に係る制度について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べることが任務としており、委員会の意見については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととしております。

また、委員会は、規制の改善の推進に関する意見を受けて講ぜられる施策に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣または内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることとしております。

委員会は、行政の改善問題に關してすぐれた識見を有する者のうちから両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員五人をもって組織することとする。委員会の事務を処理させるための事務局を置くこととしております。

また、委員会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとしているほか、特に必要があるときと認めるときは、みづから行政機関等の運営状況を調査することができることとしております。

なお、委員会は、政令で定める本法律の施行の日から起算して三年を経過した日に廃止されることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては衆議院において修正が行われたところであります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(岡野裕吉) 次に、本案の衆議院における修正部分について、衆議院内閣委員長田中恒利君から説明を聴取いたします。田中衆議院内閣委員長。

○衆議院議員(田中恒利君) ただいま議題となりました行政改革委員会設置法案の衆議院における修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、情報化の進展や行政機能の拡大等を背景として、公正で民主的な行政を推進する等の観点から、行政の透明性の一層の向上が強く求められているところであります。そのためには、行政情報の公開に関する法制の確立が急務となっております。

原案における行政改革委員会においては、行政機関の保有する情報の公開に係る制度について調査審議することとされておりますが、この調査審議の内容をより明確にするために、三年という設置期間にこだわることなく、速やかに結論を得ることが必要と考えます。

衆議院における修正は、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する事項の調査審議を行政改革委員会の所掌事務として明確に規定するとともに、その調査審議の結果に基づく内閣総理大臣への意見具申することとしております。

以上が、修正の趣旨であります。

○委員長(岡野裕吉) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○狩野安君 よろしくお願いたします。

村山総理は先日、の所信表明演説で、「行政改革の断行こそ、この内閣が全力を傾けて取り組まなければならない課題であります。」と、改めて行政に対する決意を表明されました。しかし、それと先立つて政府・与党の首脳連絡会議で了承された行政改革を進めるに当たっての基本方針ではその内容は抽象論に終始し、特殊法人改革、歳出削減効果の明記といった点で原案に比べて大きく後退したとの批判がござります。行政を執行していくということが口で言う以上に難しいということではなく、よくわかりますが、ここはひとつ総理と所管大臣である総務庁長官の強いリーダーシップで何としても行政改革をなし遂げてほしいと思います。

総務庁長官は前回の内閣委員会、田中三郎先生の「強い心がなければ生きていけない、優しい心がなければ幸せは得られない」という言葉を引用して行政への決意を語っておられますが、強い心と優しい心というのは使い分けが大切ではないかと私は思います。行政について、どんな障害にも負けない強い心で取り組んでいくんだという決意をいま一度お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山口鶴男君) お答え申し上げます。過般、当委員会が発言いたしました私の言葉を引きましての重ねての御質問をいただきました。大変恐縮をいたしております。

私が強調いたしましたのは、行政改革は委員御指摘のとおりさまざまな障害がござります。極めて難しい課題であるということは私も認識をいたしております。したがって、そういった極めて難しい問題を、しかも村山総理は内閣の最大の政治課題だと、こうおっしゃっておられるわけですから、その総理のお考えを執行に移すためにはこれは相当な決意が必要であるというふうに認識をいたしております。したがって、その認識をあらわす言葉として先聲でありまして、江田先生の言葉を引かしていただきました。強い心がなければ行政改革は推進できないという気

持ちを込めて申し上げた次第です。

ただ、問題は、それぞれ特殊法人にいたしましても、その特殊法人に勤めておられる一般の働く皆さん方もおられるわけであります。あの国鉄改革のときも雇用の問題が大きな問題になりました。やはり働く人たちに對しては手厚い施策を講じないかめというところが当時の国会での御意思であったというふうにも私は記憶をいたしております。そういったことも念頭にござりましたので、優しい心がなければ国民に信頼される政治は実現できないという意味で申し上げた次第でございまして、行政改革の推進は強い心で進めていきたいと考えている次第でござります。

○狩野安君 よろしくお願いたします。

行政改革の中でも、一番進んでいるのが規制緩和と言います。ところで、規制緩和推進五カ年計画の策定に当たり、行政推進本部に民間人を入れた規制緩和検討委員会を設置することにしてありますが、その位置づけをめぐって政府内で認識の違いが表面化しているようです。同検討委員会のあり方については、五十嵐官房長官が十月二十五日の記者会見で、作業部会は大出が出席して形式的なものになりがちだった、十分時間がとれ実効的なのにながらあった、と説明しております。これに對して、山口総務庁長官は、意見は十分聞くが、それをどうするかは政府として決めていくというルールを守ると、政府主導で取りまとめる考えを示していると報道されております。

そこで、同検討委員会が民間の意見を取り込んだ五カ年計画にするのか、聞くだけにとどめるのか、官房長官と総務庁長官に検討委員会の位置づけについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山口鶴男君) 私、この規制緩和につきましては決定するのは総理大臣が本部長でございます。行政推進本部であるということをお願いいたします。決めるのは政府の責任において決める、しかし決める前には各界の御意見を素直に率直にお聞きするということが当然でございまして、そういう点では五十嵐官房長官が

おっしゃられたような気持ちは私自身も同様に持っているわけでございます。したがって、決める方の方でございまして、発言したのが何か食い違ひのようにとられたのかもしれないが、考え方は私は五十嵐官房長官と全く同一であるというふうに認識をいたしております。

○国務大臣(五十嵐三三三) 今、総務庁長官のお話になりましたとおりでございますが、やはり向こう五六年間の規制緩和にしまして、この際しつかり年度中に決めていこうという大事な折でございますので、実効の上がるような検討委員会の運営をしていただきまして、短期間に集中的に民間等内外に意見をいただくということでございますので、そういう意味ではこの検討委員会を中心にして積極的な御検討をいただきたいと思ひますし、総務庁といたしましてもそういう方針で作業を進めたいというふうにございます。

御検討をいただいて、その取りまとめ、具体的な政策化については、これはやはり政府側の方でやらせていただくことはもう申すまでもないこととでございます。御趣旨を体しまして努力はしていきたい、このように思ひます。

○狩野安君 やっぱり言葉がちょっとあれだったと思ひますけれども、よろしく願ひいたします。

次に、法案関係についてお伺ひいたします。

これまで、臨調は調査会、行革審は審議会という名称を用いてきましたが、今回の行政改革委員会については委員会という名称が付けられています。このことは何か理由があるのでしょうか。あわせて、国家行政組織法八条の機関には、審議会、審査会、調査会、協議会というようにさまざまな名称を持つものがございすけれども、名称の区別に何らかの基準のようなものがあるのでしょうか。ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(陶山皓君) 御説明申し上げます。今回御提案を申し上げております第三者機関

は、関係行政機関への調査権に加えて規制緩和について勧告権を有するなど、通常の審議会に比べて強い権限が与えられているところでございす。こうしたことにかんがみ、そのような機関であることを名称上も明らかにするために委員会の名称を付与することが適切であると判断したものでございます。

国家行政組織法八条に基づく調査審議機関は、ただいま先生も御指摘になられましたように、その名称としては通常、審議会、調査会、委員会といった名称が用いられております。この名称区分について必ずしも明確な基準があるわけではございませんが、例えば審議会につきましては調査、諮問的機能を持つ機関の典型的な名称であるということとでございますし、調査会につきましては調査、諮問的機能である、いずれかといえれば特に調査的な業務が多い場合に使用されることが多いというところでございます。また、ただいま申し上げましたように委員会という名称につきましては、審議会に比べて調査権、勧告権等の強力な権限が与えられているなど、特殊な性格を有する機関に使用されることが多いというふうに申し上げられると思ひます。

いづれにしろ、その名称につきましては、その機関の所掌事務、権限等に照らしてそれぞれ適切な名称が与えられているということとでございます。

○狩野安君 私も、委員会という名称が用いられた理由の一つには、行政改革委員会が三次にわたる行革審と違って監視という機能を重視しているところにあると思つております。そして、第四次行革審はつくらない、諮問を受けて答申を出すということはもう十分にやってきました。これから実行の段階なんだという考えがその根底にあることを示していると思つておりますけれども、この点、総務庁長官はどうお考えでしょうか。臨調・行革審という行政改革の流れの中の行政改革委員会の位置づけという点から御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(山口鶴男君) 委員御指摘のとおりだと思つております。臨調以来十二年にわたる答申等によりまして広範な改革が提起され、相当程度その改革が実行に移されたと思ひます。

政府といたしましては、今後行政改革を進めるに当たりまして、基本的には行政改革推進本部を中心として、内閣のリーダーシップのもとに政府が主体的にこの改革を進めていくというふうに考えておりますが、そのためには、御指摘のように従来の臨調・行革審のような広範に及ぶ行政改革課題に関する改革方策の調査、審議、提言を基本的な任務とする審議会ではなくて、政府による規制緩和を初めとする行政改革の実施状況の監視と、それから情報公開についての調査、審議を任務とする行政改革委員会を設置することが適当であるという判断のもとにこのような法案を御提起申し上げたということとでひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○狩野安君 次に、第二条で、行政改革委員会は「許可、認可等行政の各般にわたる民間活動に係る規制の改善の推進に関する事項」、「その他行政の制度及び運営の改善の推進に関する事項」に關して講ぜられる施策の実施状況を監視することになっております。規制緩和については、現在総務庁は行政監察制度を活用して実施状況のフォローアップを行っているようですが、行政改革委員会の監視というのは具体的にどのような形で行われているのでしょうか。

○政府委員(陶山皓君) 委員会におきまして監視業務の具体的な運営につきましては、その監視業務の具体的な実施方法を含めまして、委員会が発足をいたしました後、委員会として自主的に検討され御判断をされる問題であらうというふうに考えております。

なお、一般論で申し上げますならば、そのときどきの行政改革の重要な課題につきまして臨調とか行革審の行った答申あるいは国民の意見、要望等に照らして政府における実施状況が本来の目的

にかなった内容となっているかどうか、また所期の成果が上がつているかどうか等について委員会として検討されることになるのではないかとこのように考えております。

○狩野安君 また、第六条では委員について、「優れた識見を有する者」とありますが、具体的にどのような分野からどのような手段で選任されるのでしょうか。

また、この点については、委員から官僚OBを排除すべきだという強い主張がございすけれども、このことについても総務庁長官はどうお考えでしょうか、お聞かせいただきます。

○国務大臣(山口鶴男君) この委員の任命は、申すまでもなく総務大臣が選任をいたしまして、国権の最高機関たる国会の御同意を得た上で任命する、こういう手続をとるわけでございす。そういった手続を決めましたのは、各界の方々の中で最も国家的な視野で識見のすぐれた立派な方をお願い申し上げたい、そういった趣旨に基づきましてただいま申し上げたような手続になることだと思ひます。

したがって、どういう方々ということとはこれはもう総務大臣が総務大臣としての御見識のもとにどのような方をお願いするかということをお考えになって、しかも国会の御同意を得てということとでございますので、こういう方はどういふようなことを今私が申し上げる立場にはございせん。最高の任命の形式を踏むということ、委員の方々はすぐれた方をお願いを申し上げたいという願ひを持っているんだということとひとつ御理解を賜りたいと思つております。

○狩野安君 官僚のOBを排除するということは、そういう意見もあるということとでございす。

○国務大臣(山口鶴男君) そういった御意見がございすことについては私も承知をいたしております。しかし、これはあくまでも総務大臣がこの委員会にはどういふ方がふさわしいかということをお考えになって、その上で両院の御同意をお願い

い申し上げるということでございますので、私がこれについてとやかく申し上げることは今控えさせていたただきたいと思つてゐる次第でございます。

○狩野安君 行政改革委員会では二人以内の常勤の委員を置くことができることになっておりますけれども、行政改革にすぐれた識見を有する人材を常勤として確保するためには、第九条に定める給与その他の面からも適切な人材が十分に得られるでしょうか。大変それ案じておりますけれども。

○政府委員(岡山晴彦) 行政改革委員会の委員につきましても、委員会の任務に照らして事務局との密接な連携のもとに濃密な調査や専門的な検討を行つていただく、そういう業務も予想されるところでございます。そういう観点から、法案の上では二人以内の常勤委員を置くことができるということにしてゐるところでございます。

ただいま狩野先生から給与等についての御心配をちょうだいいたしました。この常勤委員を置く場合のその常勤委員の俸給につきましても、この法律案が施行されますと、通常の特別職の常勤委員と同様、各省の外局の長並みの俸給が支給されるということになっておりまして、適切な人材の確保という観点からはそれに困難を来すことはないというふうに考えてゐるところでございます。

○狩野安君 すぐれた識見を有する者ということで大変すばらしい方を専任されると思うんで、何かちょっとそういう方がこの給与の中で得られるかどうかという大変不安に思つております。

行政改革委員会が所轄事務として規制緩和及び行政制度、運営の改善の監視のみならず情報公開法制定について調査審議することとされていることを考えれば、委員五人というのは第三次行革審の委員数九人と比べて少ないのではないかと印象が否めないのですが、この点どのように理解したらよいでしょうか。

また、両分野にわたる有識者というのはいはるの

でしょうか。一部の新聞では委員長に平岩経団連名誉会長の名前も挙がつてゐるようですけれども、差し支えなければお聞かせいただきたい。

○国務大臣(山口眞男) 三年間という限られた期間の中で能率的にその任務を遂行していくということを考えますと、余り大勢の方々よりは比較的小数の方々の方が能率的に任務を遂行し得るのではないだろうかという点を考慮いたしました。

それからまた、答申でもオンブズマン的な機関をという表現もございました。御案内だと思ひますが、ヨーロッパ各国等にございますオンブズマン制度、オンブズマンの数は一名あるいは三名と多いののではないかと私は記憶をいたしておりますが、そういったオンブズマン的な性格といふことも考え合わせますと、余り大勢よりはむしろ能率的に御議論をいただくには五名程度がよろしいのではないだろうかという考えでこのような御提案を申し上げたということで御理解を賜りたいと思つ次第でございます。

それから、具体的な人名の問題でございますが、私もどもひたすらこの行政改革委員会設置法を一日も早く成立させていただきたいといふことをこいねがつておるわけでございまして、今、人選どうこうといふことは全く考えておりません。まして委員の任命は、先ほど来申し上げたようにまず総理大臣が総理大臣の御見識の上においてどのような方が適当かということをお考えになる問題でございますので、したがひまして今法案の成立だけこいねがつてゐるわけでございまして、具体的な人名等については全く白紙でございます。全く考えておりません。

○狩野安君 これはマスキが先行してゐるわけですね、本当に困つた問題だと思ひます。

次に第四条では、行政改革委員会は、必要があるとき、規制の改善事項に係る意見を受けて講ぜられる施策について内閣総理大臣及び関係行政機関の長に勧告することができるとされており、監視機能を十分発揮するため強い権限が与えられると言へるでしょうか。しかし、幾らよい

勧告をなされても、それに沿つた措置がなされなければ意味がありません。

この点、平成四年に設置された証券取引等監視委員会の場合、勧告の尊重義務と勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができるといった勧告を担保する規定が置かれてゐます。行政改革委員会についてはこのような勧告を担保する規定を置くことは考えられなかつたんでしょいか、お聞かせいただけます。

○政府委員(岡山晴彦) 証券取引等監視委員会につきましても、ただいま先生の御指摘のとおり、同委員会が大蔵大臣に対し、勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができるということが設置法の上で規定されてゐるわけでございします。これにつきましては、個々の当事者に対する個別の措置に關して立法当時の検査・監視体制の見直しの趣旨である行政面での対応の厳正さを保つといふことを法文上明確にするためであるといふふうな説明をされてゐるところでございます。

一方、ただいま御審議をいただいております行政改革委員会につきましても、政府の行政改革の実施状況について監視し、また行政情報公開制度について本格的な検討を行い、その結果に基づき内閣総理大臣に対し意見具申を行へるということになつておりますが、この意見具申については、総理は意見を尊重しなければならぬということ規定されております。さらに、規制緩和について総理に対して具申した意見が関係行政機関の個別の行政に反映されてゐない、あるいはいまだ十分であるという委員会としての御判断がある場合に、総理または総理を通じて関係行政機関の長に勧告を行へるということになつております。

このように、行政改革委員会の勧告につきましても、内閣総理大臣の尊重義務のある意見具申を前提とした第二次的な手段であるといふふうな理解をしておりまして、またこの委員会が関係行政機関の長に対して資料提出、説明聴取等の必要な協力を求めることができるということにもなつて

おりますので、必要があれば勧告に基づいてとつた措置について報告を求めるということは十分可能でございます。

つまり、内閣総理大臣の尊重義務のある意見具申を前提とした第二次的な手段であること、それから資料提出、説明聴取等の権限に基づいて報告を求めることが十分可能であること、こうしたことから特に担保規定を設けなかつたということでございます。

○狩野安君 今回、衆議院において、行政情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に關する意見具申は施行の日から二年以内に行つた修正がなされました。人間は弱いもので、時間があつてと思へばつい甘えてしまひます。したがつて、何か事をなそうとするときに一定の期限を区切るということ自体はよいことだと思ひます。

ただ、このような重要な問題について二年という短い時間の中で結論を得ることは難しいのではないのでしょうか。この点、行政改革委員会ではなく、情報公開法制定について調査審議するための審議会なりを別個に設けて、そこでもう少し時間をかけて重点的に検討を行つていく方がよいのではないかという意見もあります。

この件については、村山総理自身が、情報公開法制定のための私的諮問機関の設置を一たん表明しながら取りやめたといふこともあります。総務庁長官はこの点についていかがお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山口眞男) 村山総理が私的諮問機関を設けたらどうかというふうなお考えをお持ちになつたということにつきましては、私もその後承知をいたしてあります。その後総理にもお会いいたしましたしいろいろお考えも承つたわけでございますが、要は総理としては、かねがね社会党としましては情報公開法の制定が必要であるといふことを主張し続けてきたといふ経過も踏まえまして情報公開法を速やかに制定すべきである、そういう熱意を示すという意味においてそういう方

法もいかにあるかということを実は私は考えたのだというようなお話を承りました。

したがって、私といたしましては、今行政改革委員会設置法という法案を御提起申し上げて、そうしてこの委員会の中で情報公開の法制化についても専門的立場で御検討いただくということになっておりますということを御報告申し上げます。その趣旨で大いにやってほしいと。そして、三年という期間が法律には書いてあっても、事、情報公開に関しては三年いっぱいということではなくて、なるべく速やかに法制化の意見をまとめてもらうように総務庁長官としても努力すべきではないかという御意見も承りまして、委員会におきまして設置期間は三年であるけれども、事、情報公開に関してはなるべく早くひとつ法制化の御努力を賜りたいという考えを総務庁としては持っておりますということをお答え申し上げてきた経過もございます。

そういう点でひとつ御理解を賜りたいと存じます。

○狩野安君 本案では設置期間が三年となっておりますが、一方で政府は規制緩和と五カ年計画を年度内に策定することになっております。この点、五カ年計画に見合った設置期間が必要と思われるけれども、これはいかがでしょうか。

○政府委員(陶山皓君) 大臣からも先ほど一般的に御答弁がございましたが、行政改革の推進に当たりましては、継続的な努力の積み重ねが重要であると考えております。

その場合、一定の年限を目標として掲げまして、その間に集中的かつ具体的に進めていくということが効果的であるという考えから、委員会を時限の機関として設置するということについていたわけてございます。この時限の機関につきましては、政府が現在取り組んでおります行政改革に関する施策の監視等々委員会に課された課題を総合的に勘案して三年の間に集中的に活動していただくことが適当であろうと判断したものでございしますが、五カ年の規制緩和推進計画との関係につき

ましては、委員会の設置期間の三年間の期間内にはこの規制緩和の推進の道づけをしていただけたらというふうなことを考えているところでございます。

○狩野安君 今ずっと長官の答弁を聞いておまして、行政改革というのは強い心と優しい心が本当に大事なんじゃないかなというふうに感じました。特に、規制緩和によって埋もれる中小企業の方たちに対しても優しい心、そしてまた行政改革に強い心と、本当に両立させてやっていくのは難しいと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○久保田真苗君 法案について伺います。

第三次行革審の最終答申の趣旨から見ますと、この委員会の権能というものはかなり限定的であるという感じが受けます。しかし、限定的でありかつ規模が小さいということは、それなりの迅速性と柔軟性といったようなメリットもあると思えます。ただ、私が気になるのは、この行政改革というテーマが政府にとって非常に特殊なテーマだということなのでございます。つまり、自分の座っているいすは自分では持ち上げられないということが真理である、そういうテーマなんだと思えます。

(委員長退席、理事板垣正君着席)

その点に着目いたしますと、幾つか質問にお答えいただかなければならないと思うことがあります。

まず問題は、第二条の「委員会は、次に掲げる事項に関して講ぜられる施策の実施状況を監視する。」ということになっていて、その一は規制、その二は行政の制度及び運営です。これについて監視するんですが、この「講ぜられる施策」というのは、恐らく政府の本部が講ずるところのアクションプログラム、五カ年計画といったようなものであると思えます。

そういったしますと、この委員会はその政府のつくったプログラムに即して実施状況を監視する。

つまり政府施策の番人であるということがすべてなのか。それとも私が希望いたしますように、意見を内閣総理大臣に言うことができるわけでございますが、その意見の中には政府の施策そのものの中にある不十分あるいは欠陥、そういったものをも指摘していくことができるのか。当然それが期待されるはずだと私はこのテーマの特殊性から見て思っています。いかがでしょうか。

○政府委員(陶山皓君) 必ずしもただいまの先生の御質問に的確な答えになるのかどうかちょっと疑問がございしますが、御指摘のございましたように、法案の規定では所掌事務として、「次に掲げる事項に関して講ぜられる施策の実施状況を監視」ということになっておりまして、その監視の結果総理大臣に対して意見を述べることができ、総理はそれを尊重しなければならぬ、また規制緩和についての勧告権、こういう仕組みでございます。

そこで、この「施策の実施状況」ということでございますが、一つがいわば民間活動に係る規制の改善、二つ目に、その他行政の制度、運営の改善の推進……

○久保田真苗君 時間の関係で、質問に答えてください。

○政府委員(陶山皓君) はい、わかりました。

したがって、ただいま先生の御指摘の点は、言ってみれば法案の解釈として当然含まれるというふうな理解してよろしいのではないかと思います。

○久保田真苗君 大臣にお伺いしますが、つまりこの委員会が意見を具申す場合には、政府の講じた施策そのものの不十分や欠陥をも指摘するということを期待されるわけでございますね。

○国務大臣(山口鶴男君) そのとおりであります。

○久保田真苗君 私は、この行政改革は特段に内閣総理大臣と総務庁長官のリーダーシップを必要としていると思えます。その意味からいいますと、この委員会がそれを支援するための意見を言

えるということとは極めて大事だと思うので、その点はぜひそのようにお取り扱いいただきたいと思えます。

次の質問でございますが、行政改革と経済改革の関連でございます。

近年、特に経済構造を転換する必要ということが痛感されております。一口で申しますならば、生活者重視の経済への転換ということが叫ばれてきたわけでございます。従来型の生産者本位の経済は確かに日本の経済を速く走らせるといふ意味においてメリットがあったと思いますが、今やそのような時期は過ぎてその欠陥が目立ってきているわけです。

それが一番集中的にあらわれているのが内外価格差という問題だと思います。日本の物価は高い、しかもそれは食料とか住宅とか公共料金とかいったような逃れられない生活必需の部分について高いという大きなゆがみを持っているわけでございます。このようなことを放置しておきますと、やはりいろいろな悪循環に陥って日本の経済が回っていかない。このことは今詳しく申し上げます。

しかし、私が特に希望したいのは、経済改革との関連において価格に対する規制、なぜ価格が高いのかというこの分野についてのメスを優先的に、そして最も重要視して入れていただきたい。そしてできるならば迅速に入れていただきたい。もちろん物によっては時間をかけなければならぬものもございますけれども、しかし全体としてこのことを重視して行革をお進めいただきたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(山口鶴男君) 今、委員が経済企画庁長官として御活動されました際の経験も踏まえまして御指摘されました内外価格差の問題は、御指摘のとおり極めて重大な課題であると認識をいたしております。

そういった認識のもとに、私どもとしては規制緩和、先ほど申し上げておりますように年度内に五カ年間の規制緩和推進計画というものを打ち

立てまして、そして御指摘の点の改善のために全力を尽くしたい。

また、先ほどお答えしたわけでございますが、行政改革委員会が設置されますならば、どのような監視をやっていくかということはまさに委員会自体が委員会運営の問題として自主的に御決定いただく問題だと思いますので、先ほどお答えいたしましたように、委員御指摘の問題につきまして、単に政府が決めた推進五カ年計画の範囲内だけでということではなくて、委員会がこれは必要であるということを確認した点において意見を言う、あるいは勧告を行う等々の問題が当然あつてしかるべきだと考えておる次第でございます。

○久保田真苗君 次に、特殊法人の問題でございます。

これは今年度中に具体的なプログラムを出し、くださるということになっております。これは政府の案でございます。それに対して一つ御注文がございます。それは、特殊法人の扱入札制度等に関連してしばしば不祥事が明るみに出るということがございます。例えば公共事業の入札に絡まる談合、それから輸入食糧の売り渡しに絡まる談合、それからODAの受注に絡まる談合、いずれも印象に新しいところがございます。

そこで、もちろんこれらの問題の調査摘発、それ自体は公取委に期待するものでございますけれども、しかし政府の足元でこのような不祥事があるということはこの行革全体が全く示しのつかないものになっていくというおそれがございますし、民間への規制緩和というように関連しても大きな影響があるはずだと思います。

そこでお願いしたいのは、政府の扱うプログラムの中で、こうした談合や汚職あるいはむだ遣い、こういった悪例、不祥事をひとつ過去の経験の中からくみ上げていただいて、そこにいかなる問題があつていかなる運営あるいは制度の改革が必要なのか、そこにメスを当てていただきたいということでございます。いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(山口鶴男君) 特殊法人の見直しにつきましては、もちろん委員御存じだろうと思いますが、現在、各省庁におきまして特殊法人の見直し作業を進めていただいております。そして、十一月の下旬には見直し状況についてその内容を総務庁の方に報告をいたたく。そして、さらにそれぞれの省庁におきまして作業を進めていただきます。見直しのいわば結論につきましては二月の上旬までに総務庁の方に報告をいたたくというところで今作業を進めております。また、特殊法人に対する各界の御意見、御要望につきましては、ここにおいでの方の五十嵐官房長官と私とが各界の有識者の皆さん方から特殊法人に関する御意見等も謙虚に承るといふ作業を進めていきたいと考えておる次第でございます。

そういう中で、今御指摘のように特殊法人の中に談合というような極めて不適切な事案があるというこの報道も私も拝見をいたしました。特殊法人ばかりではなく認可法人、それから特殊法人にそれぞれ出資いたしました会社等がたまたま周りにあるわけでございまして、それが会社であつたりあるいは公益法人であつたりというケースもございます。

したがって、そういった問題を含めて各省庁はひとつ見直し状況について、単に特殊法人だけについてどうこうということではなくて、特殊法人にかかわる問題についてもひとつ見直しをしていただいて、その状況を総務庁に報告をいたいただくというふうをお願いをいたしてございます。

もちろん談合等々の問題につきましては、公正取引委員会がその立場において厳正な立場で審査をすることはもとよりだと思いますが、この特殊法人等の見直しの中でも遺憾な点について御指摘を受けることのないように、そういった問題も含めてひとつ点検し見直しをいただいて報告をいただくようお願い申し上げているということで御理解を賜りたいと存じます。

○久保田真苗君 今申し上げましたようなこと、大臣がお答えくださいましたような事柄を各省庁

から上ぐるのをまとめるということではこのたぐいの問題は非常に難しいんじゃないかと私は老婆心で思うのでございます。

したがって、この点につきまして、総務庁にはさまざまな監察の報告書がパイルアップされているわけでございまして、こうしたものを総務庁の側で御審査いただくことがどうしても必要だと思ひます。どうぞよろしく願ひいたします。

○国務大臣(山口鶴男君) 総務庁といたしましては、御指摘の監察計画を立てて監察を実行いたしております。

ただいま御指摘のございました点も含めて、監察をきちんと実行していくように心がけてまいりたいと思つております。

○久保田真苗君 次にこの委員会のレポートについてでございます。

この委員会は一定の時期に報告書を出す予定がございまして、

○政府委員(陶山皓君) 委員会の意見を述べられるその形式なり時期なりということは現段階で私もから申し上げられる問題ではございませんが、先生のお導きは、報告というものが例えばこれまでの審議会のように一年に一回とか二回とかまとまった形で行われるかどうかという趣旨であるとするならば、本来この委員会が意見を述べられるのは、随時であればある程度まとまった形であれ、それは全く制限はないというふうな理解をいたしております。

○久保田真苗君 たびたび迅速に出していただきたい、国民の注目にこたえるようにしていただきたいというのが私のお願いでございます。

そして、そのレポートをつくる場合に、簡潔にして明瞭そして迅速にということをお願いしたい。特に、私は明瞭というところに重点を置きたいんです。なぜかといいますと、過去の経験からしまして重要な事項はど玉虫色になるといふ、そういう傾向がございました。

私、自分の経験からしましてですが、平岩研

究会というのがございました。これは非常に簡潔でいいレポートだったと思うんですが、重要な部分、つまり社会資本の充実について後世代に負担を残さない財源の確保を前提としてこれはやるんだというような表現になっております。この表現については、一体これがどういうことを意味するのか、だれがお答えになれるんでしょうか。

つまり、この委員会におられた三人のエコノミストが三人とも、むしろ社会資本は後世代に裨益するのだから建設国債でやるということが後世代の負担にはならないと積極論を述べられたのでございまして、このような玉虫色の結果になつたわけでございまして、委員の方は非常に遺憾に思われている。こういうことは政府として非常に遺憾なことではないかと思うわけです。遺憾以上に国民にとつてはわけのわからない部分が、特に重要事項について自分はどういう負担になるかということについてあるということは迷惑なことでもございます。

したがって、私はこのレポートを委員の意に沿つた明確なものとするために、つまり政府は自分がアクションプログラムをつくるわけでございまして、この委員会は委員にお任せになつて、強烈的な事務レベルからの圧力、根回し、そういうものを事前に禁止する禁止令を出していただきた。あらかじめこれは出してないといけません。それを大臣にお願いしたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(山口鶴男君) 御指摘の点は極めて重大な問題だと認識をいたしております。

過般、与党の行革プロジェクトチームでいろいろさまざまな御議論がございまして、行政改革あるいは特殊法人の整理合理化ということがテーマになりますと、その関係する省庁が、すべてではないと思うんですが、もちろん幾つかさういう不届きな例はないと思うんですけれども、ややもしますと官庁の方が手を回して、そして関係業界・団体等を集めて集会を開く、あるいは陳情行

動を展開するというのがなきにしもあらずであった。もちろん、憲法で保障された請願というものは国民の皆さん方のこれは厳肅な権利でございますから請願をすべて悪いというようなことを私は申すつもりはありませんけれども、ややもすれば官庁の肝いりで動くような集會行動がなきにしもあらずであった。したがって、そういうことについては厳に慎むように政府として指示してもらいたいというような要望もございまして、ここにおいで五十嵐官房長官がその点を各官庁に対して注意を喚起したところでございます。

したがって、今御指摘をいただきました点は重大な問題であると認識いたしまして、我々としても遺憾のないようにいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○久保田真苗君 それから、先ほど狩野議員のお聞きになりました官僚のOBを入れないではないというお話で、余りはつきりしたことを承っております。ただ、この問題はほかの問題と違つて、これは政府が自分で身を削らなければならぬ場面が幾つも出てくるという、そういう問題でございますから、私はあらかじめけじめをつけておくということは非常に大事なことでございまして、禁止令を出していただく。それとあわせて、私は当然のことながら官界からのOBはこの行革の問題には入らないということが全く常識であり常識であると思つてございまして。

総務庁長官は、もちろん今決定的なお答えはおできにならないかもしれないけれども、でもこの考え方についてはどういふふうに思つていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(山口鶴男君) 私が総理大臣であればこうだということをお答えできるかと思つておりますが、私は総務庁長官でございますので、先ほど来お答え申し上げておりますように、委員はどういう方にお願ひをするかということは総理大臣が御判断をされる。あるいは場合によりましては私にどうだろうかという意見を求められる場合があるか

どうか、その辺はわかりませんが、結局私の方はそういった受動的な立場だと思います。したがって、今ここでこういうものはいかぬとか、こういうものはだめだとかということをお願いすることはひとつ控えていただきたいと思います。

要は、再三申し上げておりますように、村山内閣として行革は最大の政治課題である、こう総理がおっしゃっておられる。そうして総理が判断する高度の人事でもある。しかも国権の最高機関であります国会の御同意もいただかなきゃならぬ、こういう手続もあるわけでございまして、私はそういう意味では国民の皆さん方に、ああこの人ならば本心に立派にやっていたらいいだろうという期待される人事が必ず実行されるのではないだろうかというふうに期待を申し上げている次第でございます。

○久保田真苗君 先ほど五年計画に対する三年の委員会の寿命という点が指摘されたのでございまして、余り御答弁になってなかったと思つて、これはだれが考えたか、五年計画のものを三年の寿命しかない委員会がやる、これは実行段階の監視ですよ、監視が後の二年のところは空になるというその心配はあるのじゃございませんでしようか。

大臣としては、一体この間隙をどのように理解して御提案になったんでしようか。

○国務大臣(山口鶴男君) 私が総務庁長官に就任いたしましたのは六月三十日でございました。その際、既に行革推進本部におきましては年度内に五年間の規制緩和推進計画をつくるということが決定されておりました。また、行政改革委員会設置法につきましては、さきの内閣でこの国会に御提案いたしましたので、それで衆議院において継続になって、そうしてこの継続案件は村山内閣としてもこれは継続して国会に御付託申し上げるということも決まっております。

そういうわけでございまして、五年と三年の時間的な食い違いにつきましては御指摘の点は私も

よく認識をいたしておりますが、経過としてはそういう形で、片や五カ年計画、片や三年という設置法が御提案申し上げられておるといふことだったわけでありまして。

しかし、当然この三年間は監視の業務をきつていたしまして、しかも五カ年計画というのは年度末に打ち立てるわけでございまして、さらにこの監視が必要であるという事態になれば、当然そのことを念頭に置いて法律改正等々の問題が内閣として検討されるであろうし、また行革を監視いたしたいという御意見があることはおかしいではないかという御意見が出てくれば、当然その場合の十分な手だてが講ぜられるものと私は期待を申し上げておる次第でございます。

○久保田真苗君 それはぜひそうしていただかなければなりませんが、審議をできるだけ促進していくという意味合いの効果はあるいはあるのかも知れません。

ところで、情報公開でございまして、臨調が最終答申で情報の公開をうたい上げた、そうした政府の実現というのをうたい上げたのは昭和五十八年の三月なのでございまして、それから見ますと十一年半もたっているわけでございまして、この情報公開ということでは私は政府が最も積極的になりくいテーマの一つではなからうかという印象を持ってきたわけでございまして。

したがって、今度のお仕事は非常に大変なわけでございまして、そうした見地から私は、衆議院からお出しになりました修正案でセット方式、それを二年間でやっていく、あるいは立法化というような目標をうたっているということはもう大変結構なことだと思つております。大変なことではございますけれども、ひとつ頑張つていただいて、短い期間にこうしたことめどを出していただきたいとお願ひいたします。

それでは次に、今度は官房長官にお伺ひしてまいりたいのでございまして。それは主として官房長官がこの週末に訪韓されました、そのことについて

でございます。私は金泳三大統領とも会談されたということを伺ひまして、野党時代から大変戦後の問題について活動をやつてこられたところから大変御期待をされているわけでございまして。そこで、訪韓の成果について、あるいは出た問題点について伺ひたいのでございまして。

第一は、北朝鮮への軽水炉の支援についてでございます。これは米朝会談において最悪の事態は回避されたということでございまして、プルトニウムでない軽水炉への転換を支援していくということ、私は私どもの立場から推進しなければならぬことだと思つておりますが、この問題についてはどのようなお話し合いがあり、どんなことが成果として見られたでしょうか。

○国務大臣(五十嵐三喜) 久保田委員今お話しのように、週末の二十九日の日に、ちょうどサハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会を超党派でつくつておられるわけでありますが、そこで発刊をした記録集が韓国語で今回出版を見たものでありますから、その記念の集まりがございまして、本院の原議長さんがこの懇談会の会長をしておられます。私は事務局長という立場でございまして、二人で、衆参両院の御了承もいただきました。土曜、日曜に訪韓をさせていただきまして、この折に金泳三大統領ともお目にかかりまして、表敬の意味と、あわせて当面の若干の問題点等について懇談をいたしてまいりました。

御指摘の北朝鮮の軽水炉転換支援問題につきましては、その折に話題になりました。この折には、いわゆるこの前の米朝会談の前進を踏まえてこれについての支援体制をそれぞれ国際的な支援組織を設けてお手伝いしよう、こういうことになっておられるわけでありますが、韓国を中心にながら、米日など、あるいはG7も含めてこれらの各国がそれぞれひとつ御協力をしよう、これではないかと。殊に韓国を軸に、日本との間でもいろいろ協議をしながらこのことについてひとつ十分

な努力をしていこうと、こういうことに関して大統領の御意思表明がございまして、私も全く同じ意見なものでございますが、一致したことがございました。そのようなことをこの機会に御報告申し上げておきたい、こういうふうに思います。

○久保田真苗君 次、日朝の国交正常化の問題でございます。

これは米朝関係がどちらも改善に向かいたいという風が出てきてまして、そうした中で私は、朝鮮半島が冷え込んだまま五十年という状態であること、したがって日本の立場としては賠償問題も未解決どころか未着手だというそういう悲しむべき、そしてまた不名譽な状態を何とかこの際解決できたというのを願っているものでござい

す。

そこで、これはもちろんだれかがこうした糸口をつかんで正常化の交渉をしていかなければならない。それは政府であることはもちろんなんですが、私は地ならしをする意味で与党の議員団が行かれることも大変結構なことじゃないかと思っております。次第でございます。しかし、村山内閣になりまして戦後の問題というのがだんだん動いてきたという印象はだれしもお持ちになると思うのでございます。来年は終戦の五十年、そして国連創設も五十年でございます。そうした節目に当たって、ぜひ今の機会を逃さずお進めいただきたいと思っておりますが、この点について金大統領とどんなお話し合いがあり、そしてどんな結果がございましたでしょうか。

○国務大臣(五十嵐広三君) この問題につきましてはお話の中では話題になりましたが、これにつきまして私どもの方から申し上げ、また大統領も同感でございましたのは、いずれにいたしましても日朝間の接触を進めていくという場合には日韓間の話も十分にしながら進めていくということが必要なことだということでございまして、これは私も全く同感のところでございます。

いわゆる与党における北朝鮮との接触につきましても、最近そういう話が検討されているという

ふうに私も承っておりますのでございます。この辺は全体の状況をよく把握しながら、注意深く、かつ政府といたしましては、政府ともよく御協議を、連絡をいたさきつ、かつ今申しましたように韓国との連携も配慮に入ながら御努力をいたさきたいものと、こういうふうに思います。

しかし、何にいたしましても約半世紀に及んで日朝間の国交が不正常な状態になっているという点は、これはやはりこのままでいつまでもいいな点という点ではないというふうに思いますし、かつ朝鮮半島における平和的な関係維持といううな意味から考えましても大事な問題でありますので、こういう点につきましては十分に韓国等との連携をとりながら我々としてもしっかりと見詰めていきたいものと、このように私は思う次第であります。

○久保田真苗君 ぜひこの際、来年は大きい進展が見られますようにお願いいたします。

次は、サハリン残留者問題でございます。

これにつきましては、官房長官が一定の提案をなさったと伺うわけでございまして、またその提案の具体的なことも報道されておるようでございます。この問題についての進展、大統領の方の受けとめ方、そしてどんなような結論が生まれてきているのかということをお聞かせください。

○国務大臣(五十嵐広三君) サハリン残留の韓国朝鮮人問題は、私どもとしてはこれはもう我が国の政治家にとつて歴史的な一つの責任のある問題であろう、こういうふうに思っております。超党派の議員懇談会でも力を合わせて今日まで努力してまいりましたのであります。

おかげさまでここ数年大変前進を見ておりまして、戦争が終わりましてときに大体四万三千人ぐらいサハリンに残されたわけでございましたが、そのうち特に今日取り上げて優先的に解決すべき問題と第一はまず一時帰国の問題がございまして、今まで母国にも行けない、肉親とも会えないという状況が長く続いたわけでありますから、そこでサハリンとソウルとの間を直行便でつない

で、最近是非常に順調に一時帰国が実現を見ておりまして、およそ総勢で六千人を超える方々がこのやや三年ぐらいで一時帰国をすることができました。これはもう少し、もうあと一年半か二年ぐらい続けますと一通りの一世を中心にした一時帰国が終えることになるわけであります。

今最大の問題になっているのはこの問題とあわせて永住帰国の問題が出てきておりまして、殊に一世の高齢の方々にしてみると、とにかく国に帰って死にたい、こういう非常に切々たる声が多いわけでございまして、この点を今実は我が国外務省が積極的にまた韓国外務部と話し合いをいたしているところであります。

(理事板垣正君退席、委員長着席)

議員懇談会としてみても、それを側面的に御支援を申し上げて、事態がなるだけ早く促進できるように努力をしているところであります。最近はその意味でロシアを含めての協議が必要なものでもありますから、日韓間それから韓口それから日口というそれぞれの二国間の話し合いが一方では進められておりまして、日口の話し合いは実はこれからのところでありまして、これは恐らく今月の前半ぐらいのところでは第一回目の話し合いがモスクワで行われるのではないかと、こういうふうに思っているわけであります。

そこで、金泳三大統領との懇談の折には、こういうことを踏まえまして、我が国としてさまざまな永住帰国に対する御支援を申し上げる気持ちはあるんですが、大事なものはやっぱり具体的な実務上の詰めがその前提として重要なわけになりますので、そういう意味におきましては、例えば永住帰国したときにどういう老人ホームが必要なのか、あるいはアパートのようなものがあつた方がいいのかとか、それに関しては韓国政府側はどういうような体制をとつていくとするか、あるいは居住の場所ができてきても生活の問題があるわけでありまして、これを一体どういうぐあいにするのかというようなこと等について今実務的に一生懸命詰めておりますので、来年はお話しのよ

うに戦後五十年でありますし、この機会にしっかりと協議を進めてこれに対応していかなくちゃいかぬと、こういうふうに思っております次第であります。

政府といたしましては、一応予算の上では概算要求で五億余の永住帰国に関する調査費を計上いたしておりますので、予算の折にまた十分に検討しつつ、いよいよこれを具体化するということになるうと思っております。これらの話を大統領に申し上げてきたということでございまして。

○久保田真苗君 どうもありがとうございます。

歴史的な責任を果たせるということを私もともに希望したいと思っております。

次が、元従軍慰安婦問題でございます。

これはさらに複雑で大変な問題なのでござい

す。この点につきましては官房長官の方からはどんな御提案をなさり、どんな大統領の受けとめがございましたか、まずそれを聞かせください。

○国務大臣(五十嵐広三君) 従軍慰安婦に関する韓国政府側の見解は今まで一貫しているものでありまして、この問題に関しては、一番大事なのは十分な調査をしてほしい、そしてその事実を明らかにしてほしい、それがもう最大の課題だということですね。そして続いては、これに対する明確な日本側の謝罪の表示が欲しいと。さらに、こういうことが二度と繰り返されないように、両国間の平和が安定的に続くように、そのための歴史的なこのことを後に伝える手だてというものをしっかりとしてほしいということが最大のこの問題に関する韓国政府側の御意思でございます。

今回、大統領とお目にかかりました折にも、まさにそういうことで歴史的な事実を明確にするということが一番大事なことだと。従軍慰安婦に例えばお金で補償するということについては韓国政府側としては考えてない。それは韓国政府側としてはみずから、韓国政府自身で元従軍慰安婦の皆さんにそれぞれ一時金やあるいは月々の一定の生活支援の経費は支出しているのだと。だか

ら、日本政府に金銭的なことを求めるのではなく、もつと歴史的な事実をはっきりさせる、あるいはそれを後の世にもしかり伝えていってもらって二度とこういうことが起こらないようにしてもらうということこそ韓国側の求めるところであると、こういうことでございました。

私の方からは、さらに今、日本側でいろいろな団体等で、この際やはり来年は戦後五十年でもあるし、国民が参加しながら従軍慰安婦の皆さんに対する償いを示したいという声も随分ある。そこで、このたびの総理の八月三十一日の談話におきましてもそういうことを踏まえて一定の言及がなされているのであるが、こういう民間の協力と、そして政府もお手伝いをしながらこれについて一つの償いの気持ちを示す方法というものがとられることについて今いろいろ検討をしているところでもあります。こういうようなお話を大統領には申し上げさせていただいた、こういうことであります。

○久保田真苗君 伝えられております基金の構想ですね、私はそれも一つの方法だろうと思ひます。

ただ、私は相手方の政府だけではなくて、その被害者自身が何を求めておられるかということからはやはり一番のポイントだと思ふんです。ですから、これはこうすべきだとかこうすべきでないとかということよりも、私どもは耳を傾け、相手の方がどうすれば少しでも納得し満足していただけるのか、あるいはそれは金銭的なものにもかかわってくるのか、そうでなくとも励まし合うような場が欲しいのか、それから医療や住宅のケアとかそういうことが求められているのか、私はそういうことを当事者からいろいろ話を聞いていただきたく思ふんです。もちろん私どももいたします。その上で、一番納得に近い線にさまたまな解決を探っていくことが大事だと思ひます。

この方たちは、地裁とかあるいはジュネーブの人権委員会にも提訴されているわけでございませ

て、国際的な裁定を受けるのもこれも一つの方法かもしれない、後世のためにそれがいいのかもしれないと私も思ひますけれども、しかし時間との関係もございしますしいろいろ関係がございします。来年は北京の会議もございしますので、私どももジャカルタの会議で起こったように数カ国から発言をされるというようなことは二度とない方がよろしい。そういうことは余り友好に資さないのでございます。そのつもりで来年をぜひお迎えいただきたいと思ひます。

それから最後に、私は時間がなくなつたんですが、ボスニアの問題について一言意見を言わせていただきたいと思います。

これは十月二十八日に安保理に決議案が提出されたんです。これはイスラム勢力に対する武器禁輸を解除しようというねらいがあるものというふううに聞きます。今後もしろい曲折はありますでしょう。しかし、私はこの経済制裁の実施というものを議員の調査団などから聞きますと、例えば赤十字では経済制裁が起つてから炊き出しが激増したとか、日本に來たい留学生が來られなくなつて、経済制裁は一般国民に対して、特に弱者に対して厳しく、指導者に対してはその割に響かないといふものでございします。その中で、その経済制裁をそのままにしながら武器だけ禁輸を解除するといふような不道徳なことを国連がやるということとは、私は日本の立場からまことに賛成しがたいことであらうと思つております。特に、日本は通常兵器移転に関する登録制度というものを国連に導入して誇るべき実績を持っているのでございしますから、その立場からしてもこういうものに賛成していくわけにはいかないと思ひますが、一言で結構です、官房長官の御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(五十嵐広三君) 我が国として、ボスニアに対するいゆる武器禁輸解除の問題に関しては、いづれの勢力に対してもあつても戦闘をさらに激化させるおそれがあるものであつて慎重に対処すべきものではないかと、こういうぐあ

いに考えているところであります。国連安保理でも、例えばイギリスだとかフランスだとか中国だとかロシアだとかはかななり慎重な意見のようございしますし、そういう点では今のような考え方に立って我が国としても機会を見てアメリカなど関係の国々にも日本の考え方を伝えてまいりたいと、こういうふうにと考えているところであります。

以上であります。

○中村鋭一君 新緑風会はこの法案に対して賛成でございますので、その立場から二、三質問をさせていただきます。

実は、理事会でいただきました質問時間は八十分でございます。しかし、我々もこの法案に賛成でございますし、改革の大義においてはこれは与党も野党もない、翼賛あつてしかるべしと、こう考へておりますから、審議促進の立場上、私も簡明直截に質問をさせていただきますから、長官初め政府委員におかれましては修辭を排して簡明直截に、骨のいい部分だけをしっかりとひとつお答えをお願い申し上げたいと思ひます。

初めに、本法案に対しては長官の決意といひますか、期待といひますか、それからまずお伺いをさせていただきます。

○国務大臣(山口眞男君) 行政改革は村山内閣の最大の政治課題である、かように認識をいたしております。その最大の政治課題である行政改革を進めるに当たつて、学識経験の豊かな方々によるこの行政委員会が監視あるいは意見具申し勧告をするという形の中でその行政改革を適切に遂行していく、そのための委員会、極めて重要な委員会であると認識をいたしております。

したがいまして、ただいま大変ありがたいお話も承つたわけでございしますが、速やかに成立させていただきますようにお願いを申し上げる次第であります。

○中村鋭一君 これまでも臨調それから行革審、何次も設けられたわけでございしますが、これまでありましたこういった組織と今回この法案に基づ

いて設置されます行政改革委員会、そのキャラクターはステイックな違いといひますか特色といひますか、どういふ点が特徴的なものであるか、それをひとつお願いしたい。

○政府委員(陶山晴君) まず、組織につきましてはいずれも総理府に設置される八条機関でございます。

次に、機能、運営面での相違という観点で申し上げますならば、今回の行革委員会については規制緩和、その他の行革の実施状況の監視及び情報公開制度調査審議、そういうテーマに焦点が絞られているということございまして、従来政府からの諮問に応じて調査審議するという諮問答申型の活動ではなくて、委員会の自主的な判断に基づく監視とか意見提示とか勧告といった能動的な活動を基本としているということが今回の委員会の特色であるといふふうに考えております。

○中村鋭一君 さあ、そこですが、実は旧連立与党でございしますね、そのときには山口長官も、お見えの山元代議士も、我々と一緒にこの行革委員会設置法について討論をいたしました。私も小委員会に所属してございまして、そのときに社会党さんも我々も一緒にございまして討論した一番やっぱり大きな問題は、これを三条なのか八条なのかということ、最も熱心なところが八条機関であらねばならないということ、これを主張されたのは実は社会党の皆さんであつたと私は理解をしていただけてございしますが、どうなんでしょう、八条機関とした理由についてひとつ明確に教えていただけないか。我々三条三条と言つていたんですよ。

○政府委員(陶山晴君) 行政改革の推進ということにつきましては内閣が中心となつてその責任のもとに取り組むべき課題であるといふふうに考えてございまして、内閣からの独立性が極めて高い三条機関にこれをゆだねるということとは適当でないといふふうに考えております。

第三者機関に求められる役割につきましては、公平中立の立場から政府に対して適切な提言を行

うということでございますから、このような機能を担う機関としては組織法八条に基づく行革委員会を御提案しているということでございます。

なお、この行革委員会は、委員会として活動する上で十分な権能と中立性を備えたものになっていると私も考えております。

○中村鋭一君 その辺はやや私は見解を異にしておりますが、審議促進の立場もありましてこれ以上は申し上げません。

第二条の所掌事務にあります「監視」、これは具体的にどういうことを考えておられるんですか。

○政府委員(岡山陸君) 法案第二条の「監視」でございますが、端的に御説明を申し上げますけれども、いわば委員会として意見具申を行うまでの一連の委員会の活動という視点でとらえましたときに、まず一点、政府の行革の実施状況について資料収集、説明聴取、調査実施等によって実態を把握するということがございます。二つ目に、臨調・行革審の答申とか国民の意見、要望等に照らして、政府における実施状況が本来の目的になった内容となっているかどうか、所期の成果が上がつているかどうか等について評価を行うということがございます。三つ目に、これらを踏まえて、実施状況が不十分な場合において必要な改善方策の検討を行うということがあろうと思っております。以上のような一連の委員会の活動を総称して「監視」というふうに御理解をいただきたいと思います。

なお、この監視に係る活動の結果に基づいて委員会は意見具申を行うということになります。

○中村鋭一君 そこで、衆議院ではこの二条の2が修正された。これは修正案を提出されたわけでございますが、御苦労さまでございます。山元議員の方からその理由等についてひとつ御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(山元勉君) 衆議院の山元でございます。修正案を提出いたしました自民党、さきがけ、そして社会党を代表いたしましてお答えをさせていただきますと思います。

中村先生も十分御理解をいただいておりますように、公正で民主的な行政を推進するという立場から行政の透明性の一層の向上が今求められております。行政情報の公開に関する法制の確立が急務となっておりますのでございます。

原案においては、行政改革委員会は行政機関の保有する情報の公開に係る制度について調査審議することと、こうされておりましたけれども、その調査審議の内容をより明確にするとともに、三年という設置期間にこだわることなく速やかに結論を得ることが必要だというふうに考えたわけであります。

そこで、衆議院における修正は、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する事項の調査審議を行革委員会の所掌事務と明確に規定するとともに、調査審議した結果に基づく内閣総理大臣への意見具申はこの法律施行の日から二年以内に行うということにしたものでございます。

○中村鋭一君 この修正は私も非常に妥当なものであると思っております。思いますが、この「内閣総理大臣に意見を述べる」という部分の「意見を述べる」というところの意味するところ、それからその結果それがどのような効果をもたらすものかという点について。また三条には意見を「尊重しななければならない」となっているわけですが、その辺の具体的な意味するところについて、せっかくこうやって修正案も出たこととございますから、その辺について説明をお願い申し上げます。

○政府委員(岡山陸君) 大臣もたびたび申されておりますが、行政改革は内閣総理大臣のリーダーシップのもとに行うことが必要であるということとございまして、このためこの委員会は内閣総理大臣直轄の権威の高い第三者機関として総理府に設置することになったところであります。

そこで、内閣の首長の立場も有する総理大臣に對して行政改革に関する意見を具申するというこ

とによりまして、政府全体として行政改革の具體的推進を図ろうというのがまず意見具申の趣旨でございます。

二つ目に、一般的に審議会等の意見について政府はこれを尊重すべきことは当然のことではございますが、行革委員会の任務の重要性にかんがみて内閣総理大臣がこれを尊重すべきことを特に明定したものであるというふうに御理解をいただきたいと存じます。

○中村鋭一君 法律にそういう言葉があつて、「意見を述べる」とか「尊重しななければならない」とかありまして、実態が伴わなければそれは単に法律の条文にそのように書かれたということとで終わりますので、その辺はひとつ当局におかれても本法案が実施された場合は言葉の意味するところを正確に国民にわかつてもらえらるるよう、そういう法律の運用をひとつ強くお願いしておきたいと思っております。

第四条にあります「勧告」ですが、これもやはり解釈によってはいろいろ考えられるわけでございしますが、内閣総理大臣が委員会の意見を尊重すれば勧告する必要はないということになりますかね。改めてその「勧告」という言葉を設けた理由についてお伺いをさせていただきます。

○政府委員(岡山陸君) 先ほど申し上げましたように、内閣総理大臣の意見尊重に加えて第四条において勧告を行えるということを決めました理由は、特に規制緩和につきましては、一つ一つの個別の事項の改善、これの積み重ねが総体としての規制緩和の推進として極めて重要であるというふうに考えております。

そこで、内閣総理大臣に對して具申した意見が関係行政機関の個別の行政に反映されていない、あるいはいまだ不十分であるというふうに委員会が判断された場合に、内閣総理大臣または内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告をするということによりまして、その実施を確保しようという趣旨でございます。

○中村鋭一君 これも委員会が関係行政機関の長に勧告できるのは「規制の改善の推進に関する事項」と、こうなっているわけですね。そのほかの制度とか運営の改善の推進には勧告は含まれていないと私は理解をしているんですが、こうした場合に行革委員会が行う意見具申の実効性というのは十分に担保されるんでしょうか。

○政府委員(岡山陸君) 規制緩和についての勧告権の趣旨については先ほど御説明を申し上げます。

規制緩和以外の諸般の改革課題につきまして、内閣の首長の立場も有する総理大臣に對して委員会の意見について尊重義務を規定しているところでございまして、総理のリーダーシップのもとに政府全体としての施策を取りまとめ、その実施を推進していくことが期待されることから、委員会の意見の実効性は十分に確保されるものと考えているところでございます。

○中村鋭一君 ちょっとまとめてお伺いします。委員数名になつていますが、この五名で十分職責は果たせますか。

それから、前の臨調・行革審のときは委員は非常勤だったんですね。今回、常勤の枠をつくるその理由はどの辺にありますか。

また、常勤の委員に官僚出身者、これは久保田先生もお尋ねございましたが、官僚出身者はお入りになるんですか、それともそれは排除されるんですか。以上三点をお願いいたします。

○政府委員(岡山陸君) それでは、実務的な面のみを私から申し上げます。

まず、臨調・行革審の委員が非常勤であつたが、今回常勤を設けた理由ということとでございます。今回の行革委員会につきましては、その任務に照らしまして濃密な調査あるいは専門的な検討を行つていただくということが必要な状況、事態が予想されるわけでございまして、このために適材が得られる場合には、委員のうち二人以内は常勤とすることができるといふ規定を置いたものでございます。

それから、委員会の委員数五名ということですが、これは大臣から先ほども御答弁がございましたように、限られた期間内に能率的にその任務を遂行し得るようになるためにできるだけ少数の委員で組織することが適当という判断でございます。なお、情報公開制度等を専門的に調査審議するテーマについては、別途専門部会等を設置して検討していただくことにならうと考えております。

人事、人選の問題については大臣から御答弁を申し上げます。

○国務大臣(山口眞男君) 五名の点は政府委員からお答えしたとおりでございますが、先ほども申し上げましたが、オンブズマン制度も念頭に置いてという答申もございましたものですから、その点を念頭に置いて五名ということにさせていただきますと御理解を賜りたいと思っております。

それから、常勤の委員の問題でございますが、これはもう委員全般についてお答え申し上げていくわけでございますが、総理大臣が村山内閣最大の政治課題である行政改革、これを進める、これを監視し、意見具申をし、場合によっては勧告をなし得る、こういう権威あるこの委員会のメンバーとしてはどのような方がふさわしいか。当然立派な方々をお願いをしなきゃならぬということでも慎重に人選をなされるんじゃないかと思っております。しかも、あわせて衆参両院の御同意、国権の最高機関である国会の御同意もいただく。こういう手続によって任命するというところでござい

ますから、私はもう御懸念をされるようなことななく、出身云々ということではなくて、やはりそれにふさわしい立派な委員を総理大臣が任命いただけるものというふうに思っておりますので、そういう点で御理解をいただければありがたいと思っております。

○中村鋭一君 それは現在の総理大臣は村山さんでございますから、私は村山総理が私心を捨てて十分に国民の理解を得られる立派な人選をなさることは疑いませぬが、しかし人物がそういう方だ

から信頼されるという部分と法律の条文に書かれたものは、この人はいない人だからとか、この人は正直な人だからやることが間違いないからというような考えが介入する余地は少なくなっておかないと、法律というものは運用が不可能になりますので、その辺が少し心配なものですから長官にお尋ねをさせていただいた次第でございます。委員の任命については、今伺いましたけれどももう大体選考方針もわかりました。

次に、事務局を三年ということになりましたが、これは三年が五年が七年がいろいろな考えがあるんですが、私はどうも三年というののちよっと短過ぎやしないかなとも思うんですが、その辺についてのお考えをお聞かせ願えますか。

○政府委員(岡山晴君) 設置期間の三年間ということでございますが、行政改革の推進につきましては継続的な努力の積み重ねが重要であるということとはたびたび申し上げているところでございすけれども、その手法と申しますか、対応の仕方として一定の年限を目標として掲げて、その期間内に集中的に進めていくということが効果的というふうな考えられるところでございまして、この委員会を期限の機関としてお願いをしているわけでございます。

この三年間ということについては、委員会に課された任務を総合的に勘案いたしまして、三年の間集中的に活動していただくことが適当というふうな判断したものでございす。

なお、これまでの三次にわたる行革審も三年間の期限機関ということで設置をされていたところでございます。

○中村鋭一君 第十条に、関係行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる、こうされておりますが、この関係行政機関の長等とは具体的にどのような方を意味するんですか。

○政府委員(岡山晴君) ただいまのお尋ねの点につきましましては、この法文に言う行政機関とは国家行政組織法三条第二項に規定いたします府、省、

委員会及び庁を意味しております。したがって、これらの長である内閣総理大臣、各省大臣、委員長及び長官を意味いたしております。

○中村鋭一君 わかりました。

第三次行革審のときに、特殊法人の方が協力は拒否いたしますとか、ちよっとその資料はお渡しするわけにいきませんとか、無視されたり非協力であったりということを聞いておりますが、今回の法案ではこの点どうなですか。いわば、行革される側の皆さん等々から全き協力が得られると。例えば、この法律が現実のものになりまして行革委員会ができれば、その点は十分担保されているとお考えなのか、あるいはもしそのようなケースがあった場合にはこのようなペナルティーを考えておられますかというふうなお考えがあるのか、その辺をお聞かせをお願いいたします。

○政府委員(岡山晴君) 本法案の第十条第一項に基づきます行政機関等に対する資料の提出、説明聴取等の協力要請、それから同条の第二項に基づき調査の実施につきましては、正当な理由なくこれを拒否することはできないというふうな解されるところでございます。いわば、言葉を変えまして、行政機関等はこれに対して対応する義務があるというふうな解されるところでございます。したがって、各省庁等からきちんとして御協力がいただけるものと理解しておまして、特に罰則等のペナルティーは法文上規定していないということでございます。

○中村鋭一君 私は今ペナルティーと申し上げましたけれども、今考えておられないということですが、あなたがたがおっしゃるように本当にそれが杞憂にすぎないことを私も心から念じております。もしこれが杞憂にすぎないやなくて、こんな行革委員会ができたにかかわらず、特殊法人は協力しないわ非協力だわ無視するわというふうなことがあったら、そのときはやっぱり政府の意思において、また我々国会の意思において、そのようなことではだめだということをしっかりと国民の皆さんの前でわかるような手段を講ずることも念

頭に置いていただきたいと思います。

私に与えられた時間は五十六分までで、長官あと六分ありますから、これは予算委員会でも再三各委員からお尋ねがあったことでございますが、当面推進しようとしておられる行政改革における特殊法人の見直し、その位置づけ等々現実のスケジュール、いつまでにどうだということをあと六分ありますから明確にひとつ長官からお伺いさせていただきますまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(山口眞男君) 特殊法人見直しの問題につきましましては、当初の計画は二年間に見直しを行うということにございました。しかし、与党の皆さん方の御議論もあり、また村山総理の行政改革は最大の政治課題だという御主張もあり、それらを勘案いたしまして、前倒しをいたしまして、年度内に特殊法人の見直しは行うという方針を政府として決定いたしました。そうして、これを推進いたしますためにはまず関係省庁に所管内の特殊法人について洗い直しをしていただきまして、見直しの状況について年内、特に十一月二十五日まで総務庁に報告をいただきたいということを確認いたしました。そしてさらに当該省庁としては見直しを進めまして、省庁としてはこのようにいたしたいという見直しの結果について二月十日までに総務庁に報告をいただきたいということにいたしました。各省庁の見直しにだけ頼っておっていいということではないと思っております。

したがって、官房長官と私とが二人の官房副長官も含めまして、各界の有識者の方々から特殊法人に対する考え方、またこれはこのようにしたらいよいよないかという御提言等々を承るといふ機会を設けたらどうかということにいたしました。十一月七日を第一回といたしまして稲盛さんにおいてをいただきました。特に行革審において特殊法人の問題を専門的に中心になって御議論をいただいた方でもございすので、稲盛さんにお聞かせいただきたというのを計画いたしております。

これを皮切りにいたしまして、経済界、労働界さらには学者、ジャーナリスト、こういう方々から率直な御意見を承りたいということを計画いたしております。そうして、この行政改革推進本部といたしましては特殊法人についてはどのように対処するかということを経務庁を中心にいたしまして検討もいたしたいと思っております。そして、これらを総合いたしまして年度内に特殊法人については具体名を挙げて、これはかようにすべきであるという結論を出すことにいたしたいと考えております。

そして御案内のように、特殊法人は法律に基づいて、法律に根拠があるわけでございますので、場合によりましては法律改正を必要とする事態も出てくるかと思えます。したがって、その点は年度末に具体的な結論を出しました場合、必要とする法律改正につきましてはその後政府部内におきまして検討いたしまして、法律改正案を国会に對して御提案申し上げるということになる場合もあり得るかと思えておる次第であります。

いずれにいたしましても、この特殊法人の整理合理化の問題が、昭和六十三年以来現在の九十二法人のままで来ておるわけでございまして、それだけにこれを整理統合するということは極めて難しい問題が数々あるということは認識をいたしております。それだけに、与党の皆さん方にも御協力をいただかなきゃなりませんし、与党ばかりではなく、この問題に對しては必要であるということをお主張いただいております野党の皆様方にも大きな御協力をいただく。そして衆議院の場では、野党の方から与野党で一致して行政改革に對する十年計画もひとつ考えたらどうか、こういう御提起もいただきました。

これは、いわば政党内といえますが与党、野党の間で御議論をいただくべき課題であると思っておりますが、そういった形の国会挙げての御協力もいただく、そういう中で政府といたしましては先ほど申し上げたスケジュールに沿いまして懸命に努力をいたしてまいりたい、かように決意をい

たしている次第でございます。

○中村鋭一君 ありがとうございます。終わります。

○猪熊重二君 いろいろ質問通告を申し上げておいたんですが、先ほどの政府側の答弁で非常に私は理解しにくい答弁があったので、その点からお伺いしたいと思います。

先ほど久保田委員の質問で、この行政改革委員会は要するに政府の施策の単なる番人なのか、それともそれ以上の権限を持つていられるのかどうか、という質問に對して、会議録、速記録を見てないから私はわかりませんが、何か局長の答弁は、単にそういう政府の施策の監視というふうなことに以上、行政改革一般あるいは規制緩和、こういう問題に對する調査なり政府に對する提言なりができるというふうな趣旨の答弁があったと思うんです。その辺をもう一度明確に御答弁ください。

○政府委員(岡山晴君) 御質問の御趣旨を正確に理解しているかどうかということについて若干の疑問がございしますが、改めて申し上げます。

要すれば、法律に言う委員会の権限、それに基づいた業務をやっていたかどうかということでございます。したがって、この法案に言うところの委員会の所掌事務が、法案に規定する事項について政府が講ずる施策の実施状況を監視する、それに基づいて意見を具申し、規制の改善の推進に関する事項についてはその意見具申が十分に実現されていなくと判断をする場合に勧告をする権限を持つ、そういう仕事が行革委員会の所掌事務であるということでございます。

○猪熊重二君 そうすると、さっき言ったこととちょっと違うんじゃないですか。

さっき久保田先生が聞かれたのは、まさにこういう所掌事務を見ると、情報公開の問題は別ですよ、情報公開の問題を別にすれば、規制緩和ないし行政の制度運営の改善、これに關しては政府の講ずる施策の実施状況を監視するんだということ

が所掌事務なんだと。だから極端に言えば、政府の行政改革推進本部がいろいろ施策を実施している、その実施状況を監視するという意味における単なる監視の番人なのかという質問に對して、そういうじゃない。規制緩和に關しても、あるいは制度の運営改善の推進に關してもいろいろ調査して提言ができるというふうな趣旨のことをおっしゃったから、そうするとこの法案に書いてある所掌事務をはるかに超えることになる。

私は本当はその方がいいと思うんです。本当はその方が、まさに行革審の答申にあるように「政府による行政改革の実施を厳しく監視する」、それが一つの仕事、さらに「国民の意見を政府の施策に的確に反映させる」、こういう二つの目的を持ったオンブズマン的な役割を持つ権威ある第三者機関を設置しろということになるので、その意味では、私は先ほど局長が言ったのを聞いていて、ああ、それじゃこの行革審の答申と同じようなことを言っている、ただ法文はそうじゃないねと、こう思ったわけです。

もう少し、そのところは重要なところでですよ、あなた。

○國務大臣(山口鶴男君) 久保田委員の御質問に私がそのとおりであります、こうお答えしたわけですが、それはこういう御質問だったと思うんです。

規制緩和に關してこの行政改革委員会が監視し、意見の具申をし、勧告をする、それは政府が年度内に作成する五カ年間の推進計画、その計画に對してのみ、それを対象として活動するのかわかるとか、それを対象として活動するのかわかるとか、この規制緩和は、政府が決めた推進計画の中だけで、これは不十分だ、これは監視をしなきゃいかぬ、意見具申だ、勧告だということではなくて、政府がつくりました推進計画以外の規制緩和の問題についてもこの行政改革委員会が、この規制に對しては緩和すべきではないか、廃止すべきではないか、これは改善すべきではないかという形で監視をし、意見を具申し、そして場合に

よっては勧告をするということとは、これは当然あつてしかるべきですという考え方から、決して政府が作成する五カ年間の推進計画の枠内ではありません、それ以外の規制緩和全般の問題について行政改革委員会が高い立場で対処いただくというところで結構でありますというふうには実は私はお答えをしたつもりでございます。

○猪熊重二君 そうすると、私は別に絡んで言っているわけじゃないんです。本当はその方がいいんだけれども、私の通常の感覚からいって今の今の法文解釈は出てこないんです。なぜかという、ちゃんと本文の第二項一項をくらんになれば、行政改革委員会は、文章をそのとおりうまく読めば、規制緩和の改善の推進に關する事項に關して講ぜられる施策というんです。この場合の「講ぜられる施策」というのは、政府が現に講じている施策なんです。だから、現に講じている施策だから、それがどのように実施されているかの実施の状況を監視すると、こう書いてあるんです。ところが、今の長官のお答えだと、この日本語の文章として読めば、委員会は次に掲げる事項に關して講ぜらるべき施策の不実施の状況を監視するとでも読まない限りには出てこない、私は思うんです。この文章からは、一口に言って、政府が講じている施策がどんなふうにも実施されているかどうか、その実施状況を監視しろというんだから、実施されていないものなんか見ようがない。監視できるんだということになれば、講ぜらるべき施策の不実施を監視するとでも読まないことには今のような結論は出てこないと思う。もう一度お答えいただきたいと思います。

○政府委員(岡山晴君) 先ほど番人というお言葉がございましたが、いわゆる日本語で言う番人というのは、ウオッチャーという意味でかなり狭い幅の意味合いになるかと存じますけれども、私どもの理解では、「講ぜられる施策の実施状況を監視する」というこの委員会の所掌事務について

その際この調査会を公開にすべきである、また議事録は公表したらどうか等々の意見がございました。私は、やはり国会等の移転というまさに世紀の大事業でございますし、国民の理解と協力なしにはできない事業だと思います。

ただ、問題は、調査会の運営規則というものは委員会自体の問題として調査会が協議、決定した

だく問題である。したがって、私が提案者であつてもこうすべきであるというようなことをやはりお約束するわけにはまいりませんと、調査会自体の自主的判断で決定される問題であります。しかし問題が問題であるだけに、国民の皆さん方からやはりガラス張りの運営であるというふうに通解されるようなひとつ運営のあり方をやっていたべきだということの希望の表明は当然いたしなうというところは申しました。そういう中で、国会等移動調査会が関係連の宇野さんが会長に就任をされましたけれども、結局調査会が公開ということではございませんでしたが、調査会が行われますたびに会長である宇野さんが、議事の経過についてはマスコミの皆さん方に詳細に御報告を申し上げるという形で運営されているということを伺っている次第でございます。

したがって、この点は委員会自体がお決めることになることとさせていただきます。当然今申し上げましたような経過を踏まえて立派な方々が委員になられることとさせていただきますし、またそういう委員の皆さん方の見識のもとにおいて運営規則は決めるべきものであるということと御理解を賜りたいと思います。

○猪熊重二君 いろいろほかにも質問通告させていただきましたけれども、ほかの委員の方からの質問と大分重複しておりますし、時間も節約した方がよろしいと思いますので、最後に、政府とすることの第二第二項の情報公開に関する部分についての修正は余り気に入らないかどうかかわかりませんが、しかし私は情報公開法の制定そのものを急ぐべきであるというふうに考えている立場にもあります。情報公開法の制定に関する事項ということになっておりますが、長官から一言御意見をいただいて終わりたいと思います。

○国務大臣(山口鶴男君) この法律を審議する際にはございませんでしたが、衆参のたしか内閣委員会だったと思いますが、情報公開については三年という期間にこだわらずもつと急ぐべきではないかという御意見がございました。当時私は、御

意見はごもっともだと思ひますと、したがって委員会の設置期間は三年ということでありまして、情報公開に関する法制化の作業はぜひ三年というところをきめて、それよりもっと短い期間でひとつ御努力をいただきたいというお願いは、政府として委員会ができました場合はお願いも申し上げるつもりでございます。今回の修正にいたしました。そういう意味で、今回の修正につきましては政府として異議はございません。

行政改革委員会、国民の期待にこたえて情報公開の問題については精力的にお進めをいただきたいと思ひますし、また総務庁といたしましては、情報公開に対する準備室も実は庁内に設置をいたしまして、委員の皆さん方への御協力につきましても万端漏れなきを期したいと考えておる次第でございます。

○猪熊重二君 終わります。

○藤田弘君 行政改革というのが本来、不要不急の部分でなくし効率のいい民主的な行政をやっていく、これが本来の行政改革だというふうに思ひますし、それは常に必要なことであり、今また特に必要なことだというふうには思ひます。結局はしかし、問題は中身の問題であります。

それを具体的にどういうふうにするのかということでありまして、今度の行政改革委員会設置法案、今審議しております法案は、提案の趣旨説明にもありますように、臨時行政改革推進審議会の最終答申の趣旨を踏まえやっていくということが趣旨説明にも述べられておりますし、きょうも長官はそれをお読みになりました。

ちょっと初めにいろいろ申し述べたけれども、この趣旨に沿ってやっていくということになると、これは非常に大きな問題を幾つもこの最終答申の中に持っております。昨年十月二十七日に提出されました最終答申がここにありますが、これは第二臨調以来進めてきた福祉切り捨て等々の第二臨調以来のいわゆる行革をずつと引き継いで、今の状況のもとでそれを推進していくという基本的な内容になっております。

先ほども、今までの臨調行革と今度の場合どこの特徴点として違ふのかという質問がありましたけれども、この最終答申を私は読みましたけれども、幾つかの点で非常に重要な、重大なといえますか、そういう原則的態度が出ております。

一、二挙げてみますと、一つは、国民は自立・自助、自己責任の原則に基づいて行動すべきこと、こういうふうに出ております。これは四ページに出ておるんですが、国民に対してはそういうふうな自立・自助、自己責任の原則で行動せよ。それから地方分権のところで、地方に対してはどういうことを言っているかというところ、国は外交、安全保障を初め国の存立にかかわる課題により重点的な取り組みを行っていく体制を築いていく必要がある、それで地域の問題、住民の選択と住民の生活にかかわっているんですね。それは主として地方自治体が主体的に取り組めるようにしていく必要がある。

それからまた、三番目には、冷戦構造が終結した世界での日本の国際的地位に見合った積極的役割と分担ができるような方向での行革が必要であるということも、この原則として述べられております。

そしてまた、こういうことをやっていく上では行政府が非常に強力な指導力という権限、これを持つ必要があるということ、行政の総合調整機能というところでは特別に内閣総理大臣の強力な指導力ということをやりたい、またさらに数名の国務大臣が国政を決定していくようなインナー・キャビネット制をつくっていく必要がある。

それからまた、そういう行政をやっていく上での今の省庁を六つの省庁に統合する必要があるというアイデアまで検討すべきであるということが、これはこうせよと言っているわけじゃないんです。が、今ちょっと誤解があるといけないと思ひますが、六つに統合していくようなことも検討すべきだということに出ております。

でやっているのかどうか、この実施状況を監視する第三者機関、そういうものも設置が必要である、大筋そういった行革の基本方向というものをこの最終答申は述べているわけです。

これに沿った形で今度の委員会を設置しているいろいろなことをやっているという、こういう趣旨でありますから、これは単純に今行政が肥大化していくからそれを簡素化しなかならぬ、あるいはもっともと卑近に言えば消費税問題がある。消費税の税率アップを行政改革やらずにやるのはけしからぬということに対して、早く行政改革やろうじゃないかといったような次元のレベルとは随分違った、日本の国づくりの基本方向をこういうことでやっていくというじゃないか、そのための行政改革なんだ、そのための委員会なんだという、こういう位置づけが最終答申に出ていて、私はそういうふうには思ひます。これはやはり簡単にどこかの特殊法人をどうするかこうするかというだけの、この問題は後で私は触れますけれども、そういうただだけの問題ではないというふうには思ひます。

まず第一の質問は、こういう点で山口長官はどのような御認識をお持ちなのか、そして最終答申が述べているような方向というのを是認されるのかどうか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山口鶴男君) 私ども行政改革を進めていくに当たりましては、社会党、自民党、さきがけ、三党による連立政権樹立に関する合意事項、この事項を中心として諸般の施策を進めていきたいというふうな考えでいる次第でございます。当然その一つとして行政改革の問題もあるわけでございますが、私ども、自民党、社会党、さきがけ、三党の連立政権樹立に関する合意事項の冒頭には、憲法の理念を尊重して我々はこれを進めていくんだということを明確にいたしております。

今いろいろ御指摘ございましたが、行革審、結論として出していないイメージとして例えば六

つの省庁というようなこの部分が御答申の中にあることは私も承知しておりますが、それをせよ、そういうことに持っていくことを結論として出しているわけではないと思います。

したがって、私どもは、先ほど来申し上げました三党の合意事項というものを基本といたしまして、平和憲法を尊重するという理念を堅持して、そして国民のための行政改革をどのように積極的に進めていくかという観点で私どもこれに対処するという決意でございます。

○藤澤弘君 この答申に私が例を出しました六つにしたらどうかというところが書いてある。幾つもあるのを六つにしたらどうかという点、六つだか七つだかあるいは五つになるのか、そういうことは実際やってみなきゃわからないこと、そういうことを特別に私は取り上げていられるわけじゃないので、そういうアイデアですね。それから、さっき言いました首相の権限を、強力な権限を持たせるようにする必要があるとか、あるいは国はもう外交と国防と、国は基本的にはそれ以外やらないという方向とか、そういう方向づけというものを、これを出している。憲法違反かどうか、それは別個の問題でございますから、今これが憲法に反するか反しないか、それは別で私は議論しなくてもいいと思ってるんですが、そういう方向でひとつ行政をやりたいと言っているのが答申だと思つので、趣旨説明にもある最終答申の趣旨を踏まえようというのは、今の長官のお言葉ですと、余りこれは考慮せぬでもいいと、簡単に言うと思うふうにとれるんですが、そうでもなかならうと思つんですが、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(山口鶴男君) 先ほどお答えいたしましたように、行政改革の答申を私も踏まえていく必要はあると思つております。同時に、先ほどお答えいたしましたように、これを進めるに当たっては自民党、社会党、さきがけ、三党による連立政権の合意事項があるわけでございますから、この合意事項に沿って行政改革を進めていくという

ことであろうと思つてます。そういうことでございますので、御理解を賜りたいと思つてます。

○藤澤弘君 それでは、ちょっと具体的に局長にお伺いしますが、ここにある自立・自助の原則、これは具体的に言いますとどういうことになるんでしょうか。

○政府委員(陶山皓君) まことに申しわけございませんが、直接私は答申の意味合いについて必ずしも承知しているわけではございません。

ただ、この自立・自助という表現は、さかのぼれば臨時行政調査会の今後の行政改革の基本的な物の考え方という議論をされたときに、基本的な物の考え方ひとつとして自立・自助という原則が掲げられていたと承知をいたしております。行政改革においても、基本的には臨時の物の考え方をいけば踏襲しつつ議論が進められたということでございますので、基本的には臨時行政調査会のとときの物の考え方がベースになっているというふうな理解をいたしております。

○藤澤弘君 私は、よくこの自立・自助の原則というのは、例えば国民が行政に対して、福祉の問題とか、きょうも午前中で議論になりました年金の問題とか教育の問題とか、もっとも国なり公共団体なりにお願いをしたいと国民が思うと、それはよろしくない。基本的には自助自立だ、そういうような原則だと、こう理解するのであります。

そしてまた、第二臨調以来ずっとやってきたことを時間があればずっと申し上げてもいいんですが、これも、臨調というのは結果的にそういうことで、この自立・自助のところではそういうことがやられてきた。ですから、具体的にはそういうこととなんじやないかと私は思つてますが、もう一度局長、いかがですか。

○政府委員(陶山皓君) これは藤澤先生も御案内のとおりでございますが、たまたま手元に第三次答申を今持っておりますけれども、官主導から民自立への転換ということが基本的な物の考え方として掲げられていたということでございまして、

この中には官主導かつ中央集権的な特徴を有する諸システムの改革が求められている。官主導の社会経済システムを民間部門が自己責任の原則のもと、その活力を十分発揮できるものに変わっていく必要がある、こういう考え方である。公的規制の緩和とか政府事業、特殊法人等の改革を進める必要がある、そういう論理を述べられていたと承知いたしております。

○藤澤弘君 それでは、先ほど触れました地方に対して述べている、国は外交、安全保障を初め、その存立にかかわる課題に重点的に取り組むようにする、そういう体制をつくるというのはどういうことを具体的に意味するんでしょうか。

○政府委員(陶山皓君) 答申について、具体的な内容を私が承知しているわけでもございませんので、大変申しわけございませんが、その意味内容について逐一御説明を申し上げることは不可能でございますけれども、国と地方の関係について、これまた臨調以来の一貫した臨調・行政改革を通じて基本的な考え方は、住民に身近な行政はできるだけ住民に身近な地方団体において処理をすべきである、これがまず第一の基本でございました。

そして、国と地方の関係について、いわば国の機能、役割を、地方団体との関係においては国が対応すべき行政の機能についてはできるだけいっば企画的な仕事を中心とし、地方団体で対応できる、処理できる仕事については極力地方団体において処理できるようにするという考え方を前提にした国と地方の関係をつくっていくべきである、そういうことが臨調以来の一貫した考え方、一つの原則であったというふうな理解をいたしております。

○藤澤弘君 余り具体的にはよく知らないんだと言われると大変困るんですよ。ともかくこの法案そのものは、この審議会の最終答申の趣旨を踏まえてつくるとしてあなた方は提出されたんで、それから、その中身を余りよく知らないんだなんて言われたんじや、これはもうひどい話だということ

になりますよ。この最終答申の中には、今の意味はどういうことかと具体的に説明してありますよ、地方交付税の問題、補助金の問題等々。

例えば、補助金のことなんかはほとんど見直していく。見直していくというのはカットしていくことで、ちゃんと書いてある。国の負担を義務づけた法律を見直す、補助事業も見直していく、要するにどんどんカットしますよということ。ちゃんと書かれているんですよ。だから、こういう方向での行政ということが一体国民のための行政なのかどうかという、そういう問題を問われると思つてます。

私は、別にわざわざ比較をするわけじゃないんですが、私はやはり非常に危険性を感じるので申し上げますが、小沢一郎氏の「日本改造計画」を読みますと、その中で、国政改革の第一歩は、国民生活に關係する分野を思い切つて地方に一任することだ。その結果身軽になった中央政府は、強いリーダーシップのもとに国家として真剣に取り組むべき問題、例えば国家の危機管理基本方針の立案などに全力を挙げ取り組むべきだ、これがこれからの時代を日本が国際社会で生き抜いていく唯一の方法だというふうなことを「日本改造計画」の中で小沢氏は書かれている。この最終答申は何かそういうのと非常に酷似している。ということは、私は変な比喩はしたくないけれども指摘したいというふうな思つてます。

ですから、行政ということについて言えばそれは国民がみんな賛成だ、期待しているということになると思つても、内容的に見ると、こういう日本の国づくりの方向に行政がずつと行くというところは非常に危険なことだ。その趣旨を踏まえてこの法律は設置するんだということが説明されているわけで、私はこの点で非常に重大な法律なんだというふうな言わざるを得ないというふうな思つてます。

次に、私は中の幾つかの問題についてお伺いしたいと思つてますが、その中身というのは、例えば

規制緩和のこととか特殊法人の問題などです。第一に規制緩和についてですけれども、これは一つ基本的な点ですので山口総務庁長官にお尋ねしたいんですが、若干私の考え方を申し上げるのでも、ちょっと説明が長くなるかと思えますけれども。

規制緩和の基本的な考え方なんですが、私は、一つは明治以来に日本にあるいろんな官僚主義的なそういう規制、これは当然取り払わなきゃならぬものだというふうに思っています。何も明治以来だけじゃなくて、その後でできた非常に官僚主義的な規制というのは多々あると思うんです。よく出る例ですけれども、バスの停留所をちょっと向こうまで持っていくのに、五十メートルほど先へ持っていくのに物すごい許可制度があつて何重ものチェックが要するというようなのはその一つの例だと思ふんですが、そういうものはこれはやはり廃止していかなくちゃならぬ。たくさんそういう例はあるんだと思ひます。

しかし、同時にもう一つは、よく国際的にも言われるんですが、日本はルールなき資本主義だといふことがよく言われます。長時間過密労働等々それから環境への無配慮などがヨーロッパと比較して非常におくれている、そういう点でヨーロッパやなんかからルールなき資本主義というように言われることがある。

私はここに、文芸春秋のおとしの二月号にソニーの盛田会長が「日本型経営が危い」という論文を書いておられるのを持ってまいりました。これは財界の側からの指摘なんだけれども、大変興味を持って私は読んでみたところなんですけれども、この中で日本企業の特長なやり方ということが非常に詳しく書いてある。日本の企業は猛烈なコストダウン競争をやる、そのために日本で独特の経営の形態ができていくという点で何点か指摘をされておる。

その第一が、労働者の労働時間と給与水準の面での欧米との格差が非常に大きいということを盛田氏は指摘している。それから株主への配当の異

常な低さという点をこの盛田氏は言っている。これはヨーロッパに比べてですね。それから次に、部品供給企業の対等、平等性の欠如。これは下請企業が親企業に部品を提供している、つくっているその状況は全く対等、平等性を欠いていると、こういう指摘をされている。

それから、もう一つ日本企業の特徴として、地域社会への貢献度の低さ、アメリカと比べて大変貢献度が低いということも指摘している、こういうことをやっていると価格を低くし猛烈な競争力をつけているんだと。こういうのは異常であつて、これが内外価格差を生み、また貿易摩擦を生み等々今の国際間の問題を起している。ここで、日本の経営が今考えなきゃならぬ時期に来ているということもソニーの会長が指摘しているんですね。それでもう一つ、会長は今挙げた以外に環境問題に対するやはり配慮を企業が行うべきだということも指摘しております。

こういうふうに見ますと、一番最初に申しました非常に官僚主義的な統制のこういうもの、これは緩和していかなくちゃいかぬ。しかし、今挙げているような問題、これはやはり緩和するんじゃないくて、こういうところがきちっとルールがないものだから現在非常に大きな問題を起しているんだとソニーの会長は言っているわけで、こういう部分というのは逆にきちっとしたルールをつくらなくちゃならぬ、そういうふうだと思うんで、規制緩和と言つてもその両面があるというふうに私は思ふんですが、こういう考え方についてどんな基本的な考え方をもちこたになるか、長官の御意見を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(山口眞博) 先ほど委員が御意見を述べになりました。実は、衆議院でも松本さんからこの問題について委員会の場で質問があり、私が答弁をいたしました。そのことと相通ずる問題ではないかと思ふんですが、私は実は総務庁長官に就任いたしましたのが六月三十日でしたが、翌日が七月一日、総務庁ができて十周年の記念式典でございました。

そしてパーティーもあつたんですが、そのときに私は率直に申しました。かつて鈴木内閣時代に第二臨調ができ、第二臨調の答申がなされて、そして行革法案が国会に提案された。これを審議するための行革特別委員会が設置をされて、そのときの委員長は金丸さんであり、自民党の理事の皆さんは海部さんを初めとして早稲田大学雄弁会の出身の皆さんがずらつと並んだ。それに対して、当時党の役員の皆さんから、おまえが行つて社会党の筆頭理事になれと、こう言われて私はその委員会に就任しました。そうして、百時間を超える徹底的な慎重審議を要を要をいたしました。当時としてはレコードである慎重審議の記録を打ち立てた次第であります。

なぜ、それでは私どもがそうして反対して徹底的な慎重審議をお願いしたのかといへば、当時のときの行革法案は、御指摘のとおり補助金をカットすることが主たる内容の法案だったわけでありました。生活保護の補助率も切り下げるといふような冷たい内容であつた。私ども、当時行政改革というのはいささか弱い者いじめの行革であつてはならない。それより委員が御指摘をされた、日本は余りにも中央集権的な制度であり過ぎる、したがって地方分権を徹底して地方公共団体の自主性というものをしっかりと強化しなきゃならぬ。住民の身近な地方公共団体で国民にかかわる問題は処理できるようなそういう制度を打ち立てるべきではないのか。それからまた、高級官僚が天下りする受け皿になっている公社公団等特殊法人の見直しについてもこれは徹底的にすべきである。しかるに、そういう内容が含まれておらずに補助金ばかりカットするような内容であるから我々は反対であるということ、当時徹底的な反対をいたしました。

年変わり屋移りまして、その後、とにかく今御指摘がありましたように行革審の答申もそれは細かな点を指摘すればいろいろあるかもしれないけれども、私どもは行革審答申を踏まえるといふ

でも、これは何も日本改造計画に沿つて日本を改造しようとかあるいは普通の国を目指そうとか、そういうことを我々は考えているわけではありません。そうではなくて、先ほど言ったように平和憲法のいわば理念をきちんと踏まえてやっています。ですから、憲法二十五条にもありますような国民の健康にして文化的な生活を我々は営む権利を保障していくということもきちんとしてこれからの行革に対しても対処することは当然だといふふうに思っております。

したがって、結局、私どもはかつて第二臨調の答申に対しては反対はしましたけれども、当時これをすべきだといふふうに主張してきた規制緩和でありますとか地方分権であるとか、そういうことを推進することが今や行政改革の重要な課題になつております以上、私どもとしては三党の政権樹立に関する合意事項を踏まえまして、そして行政改革を我々は推進していくという立場であることはひとつ御理解を賜りたいと思ふのであります。

そして、御指摘のありましたソニー会長さんの論文、当時大変反響がございました、私も読みました。あの内容については幾らか記憶もございまして、あそここのいわばルールなき日本の資本主義、こういった点のルールが必要であるという御提起は私はすばらしい御提起ではなかったかというふうに思っている次第であります。

したがって、労働時間の格差の問題にしろ、それから株主に対する配当が著しく低いという問題にしろ、さらには地域社会に対する貢献が大変少ない過ぎるという御指摘の問題でありますとか、下請企業に対する平等の問題でありますとか、あるいは環境の問題でありますとか、こういった御提起はまさに私どもも十分考慮しなきゃならぬ問題であるというふうに認識をいたしております。

したがって、私ども、経済的規制につきましては原則自由、しかし労働条件の問題でありますとか環境の問題でありますとか、株の配当の問題

です。したがって、私ども、経済的規制につきましては原則自由、しかし労働条件の問題でありますとか環境の問題でありますとか、株の配当の問題

題はこれはルールで、法律で規制するというふうな問題ではなくて、これはまさに企業みずからがちゃんとしたルールをつくるべき課題だと思いがすが、いずれにせよそういった社会的な規制の問題については、私たちはやはり必要な規制はきちっと守っていくことは当然である。また、そういったことを念頭に置いて私どもはこの規制緩和の問題に取り組んでいくつもりであるというところはひとつ御理解を賜りたいと存じます。

○藤澤弘君 今の文脈の中で、私が提起している規制緩和のことについて、一つだけ具体的な問題で質問をさせていただきます。

これは大店舗法の問題なんですけれども、これをどうなるかに考えられるかということなんです。これは前の国会でもおもしろいやりとりがあるんです。それは公明党の大久保委員が、この大店舗法の廃止については慎重にやるべきじゃないかという質問をされて、当時、石田総務庁長官が、そういう意見はたくさん聞いていると、何でもかんでもみんな全廃しろと言ったんでこれは大変なんです、そういう一方的なことをやるべきでないという意見もよく知っていると言われて、最後に貴重な御意見ではないかというふうに思いますと、大店舗法を撤廃しようというふうなことをしないう方がいんじゃないかという意見を、そうだとおっしゃってないけれども、貴重な御意見ではないかと思っているというふうな言っておられるんですが、こういう立場で山口総務庁長官も臨まれるのか、ひとつお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(山口鶴男君) 御指摘の大店舗法の問題につきましてはとりあえず規制緩和でと。今、奥様方もお助めになられている方が大変多いわけでございます、お買い物をされるのに、余り早く閉店時間ということであってはお助めの帰りにお買い物ができないと。したがって、この大店舗法の規制は撤廃ということでは直ちにしないけれども、とりあえずは営業時間について、当面ある程度午後七時とか午後八時とかそういう形で延ばすべきではないかという形の規制緩和を行ったこと

は御理解いただいていると思います。

私は、いずれにいたしましても一つの町の歴史と繁栄のために非常な苦勞をしてみましたその土地の中小企業の皆さん方のお立場というものはこれは十分配慮しなきゃならぬというふうに思っています。したがって、当面はこの大店舗法の規制は緩和いたしましても営業時間を延ばすというところにあるわけでございます、直ちにこれを撤廃するということを今私どもも御提起申し上げているところではない。

そうしてまた、今後大店舗法をどうするかというところを考えた、規制緩和を進めていく場合には、やっぱり一面考えなきゃならぬのは中小企業に対する援助、振興、これを一体どうするかということとを考えると同時に、いま一つは独禁法の運用を強化する、余りにも自由競争になって弱肉強食、強い者が生き残るというようなことであって、はならないわけでございますので、そういった意味での独禁法の運用を強化していく。公正取引委員会の例えれば職員の機構や定員をどうするかという問題はまさに総務庁がかかわる問題でございすけれども、実は公正取引委員会の委員長にも、そういう意味では私は公正取引委員会の機構を充実することは賛成です、公正取引委員会の定員、機構等の強化については私どもも十分公正取引委員会とも話し合いをするつもりでありますというところも申し上げております。

○藤澤弘君 規制緩和のことについて局長にお尋ねしますけれども、学者の中で、専門家の中でのいろいろな意見が出ていて、ただ何でも規制緩和ならいいというわけにもいかない。今でも総務庁長官と質疑してきたことですが、規制緩和すれば何でもいいというわけじゃないんだという意見を述べている専門家は非常にたくさんいます。それで、規制緩和の基準、何をもちって規制緩和をするのかしないのか、その基準というものをやはり明らかにすべきじゃないかというふうに思うんです。原則自由だ、あと例外があるんだということが基準だと言われてもどういうことなのか。

○藤澤弘君 規制緩和の点について、何か国語の辞書を読んでいるような感じでよくわからぬのですが、その点についてどんな考え方をもちたいのか。

○政府委員(岡山晴君) ただいま御指摘の点については、従来から学者の先生方を初め各界においていろいろな御議論があったことは私どもも承知をいたしております。

規制緩和の推進について私どもがある意味で物の考え方よりどころ、先生のお言葉は基準という表現でございましたが、そういうことを含めた一つの考え方よりどころという意味で申し上げるとすれば、それこそ古い時点では第二次の臨時行政調査会でも基本的な規制緩和についての物の考え方というものが提示をされておりますし、一次から三次にわたる行革審においても基本的な物の考え方というものは答申の中でうたわれて、いわば考え方自体はこの行政改革の申し上げたような審議会ではば出尽くしているというふうな考えでもよろしいのではないかとこのように思っております。

ただし、これは一般的な物の考え方ということでございますから、先生がただいま御指摘をなさしましたように個々具体的な規制緩和の進め方に当たっては、諸般の条件整備でございすとか、関連する諸般の問題についていろいろと検討しながら着実に進めていくという考え方これまで対応してきたところでございます。

基準という意味で、最近の時点のものを申し上げれば、本年の七月五日の閣議決定で、今後における規制緩和の推進についてかなりまとまりのある政府決定をいたしました。その中に、今後の規制緩和に関する見直しの基準というものを掲げていくわけでございます。これは各省庁において所管行政に係る規制の見直しをするというところを政府決定として決め、その基本方針という形で示しているわけでございます、言ってみればこうしたいことが規制緩和に関する政府内部の実務的な取り組みの基準であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○藤澤弘君 もう時間が来ましたので最後に一問、特殊法人の見直しのことについて長官にお伺いしたいと思うんですが、特殊法人の見直し、これが必要であるという全般論については私も同意見であります、自民党と社会党とさきがけの三党の合意の中にも特殊法人の見直しという問題が出ておりますが、さきがけがこのプランを発表されております。その中にはこまごまやってしまったんじやこれを行革と称することが一体できるのかと思うものがあります。

例えば、住宅金融公庫、住宅・都市整備公団、高速道路公団、商工組合中央金庫、これを民営化するというのがさきがけのプランであります。また、労働福祉事業団、日本育英会、心身障害者福祉協会など、これは廃止はしないが事業の縮小の対象とするという非常にたくさんさんのプランがあるんですが、それがずっと注意深く読んでおりますと、住宅公団というものが、それから住宅金融公庫、これも民営化しようというふうなことになるんですが、一体こういうものが行革なのかというふうに言いたくなってくるわけでありす。日本育英会ももう事業を縮小しても構わないんだと、学生の奨学金どういうふうにしていくのだという問題もあるわけなんです。ですから、行革行革と言って何でもいから廃止しようというものが行革でもなからうと私は思うわけです。

具体例を挙げたのは今突然のことですので、長官として住宅公団はどうだこうだ、こういうふうな全部答えてくれというふうには申しませんが、これではやはり大変だというのが率直な私の意見なんです、いかがでございましょうか。

○国務大臣(山口鶴男君) 御指摘のさきがけの案は、これはさきがけが自主的な立場でいろいろ御検討いただいて、そしてさきがけの案として御提示されたものというふうに承知をいたしております。

問題は、自民党、社会党、さきがけ三党によりますところの行革プロジェクトチームというのができております。このチームの中ではさきま議論

論はあったようですが、結局さきかけのこの案を取り上げて実行しようという結論にはなっておりません。与党三党としての結論は、特殊法人については二年間で見直しということであつたけれども、それでは幾ら何でも少しデンプが遅いのではないか、前倒しをして年度内に特殊法人に対する整理合理化は行うべきである、そのために政府は全力を挙げるべきであるというのが結論でございます。

したがって、私といたしましては、先ほどお答えをいたしました、十一月二十五日までに各省庁がみずからの省庁の特殊法人等に対して見直しをしていただく、その状況を総務庁に報告をいただく、そして三月十日には見直し結果について総務庁に報告をいただく。また政府といたしましては、官房長官と私とが中心になりまして各界からの意見も十分聴取をする。そういう中で、年度内に具体的な特殊法人を挙げて、これは統合すべきであるとか、これは縮小すべきであるとか、これは廃止をすべきであるとか、どういう形になるかわかりませんが、具体的な整理合理化案をまとめたというところで今進めているわけでございます。御指摘の住宅・都市整備公団等に対してそれをどうするとういう考えは今私は全く白紙の状態でございます。

○委員(岡野裕君) 終わります。

○委員長(岡野裕君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○委員(岡野裕君) 私は、日本共産党を代表して、行政改革委員会設置法案に反対の討論を行います。

本案は、提案理由説明でも臨時行政改革推進審議会の最終答申を踏まえてと述べられていますが、第二臨調以来の福祉・教育の切り捨て、軍拡

などの行革路線を引き継ぎ、第三次行革審の答申を実施するためのものであると言わざるを得ません。

昨年十月二十七日に提出された最終答申は、国民に対しては自立・自助、自己責任の原則を説き、また地方に対しては、国は外交、安全保障を初め国の存立にかかわる課題に取り組みとし、住民生活にかかわる問題は地域の問題として地方自治体の責任に押しつけています。

これは国民生活や教育、福祉、医療への国の責任を放棄するものであり、国民に新たな負担を押しつけることにつながるものであります。こうして身軽になった政府が積極的かつ強力な国際貢献を行うなども日本の方向づけとしてあります。また、これを推し進めるために、首相の強力な指導力や少数の閣僚によるインナーキャビネット制などの重大な提言も行っているところであります。

このような第三次行革審の最終答申を踏まえてつくられる行政改革委員会は、国民が期待する行政改革の名に値するものではないと考えます。

本来、行革とは、不要不急部分をなくし、むだや浪費にメスを入れ、簡素で効率的かつ民主的な行政運営を確立するところにあります。この立場に立つならば、今行うべき行政はこれまでの臨調・行革路線の転換にあることは明白であります。このことを強調し、私は本案に反対するものであります。

以上です。

○委員長(岡野裕君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

行政改革委員会設置法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡野裕君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会提出、衆議院継続審査)

一、行政改革委員会設置法案(第百二十九回国

会提出、衆議院継続審査)

一、自衛隊法の一部を改正する法律案(第百二十八回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「二十五分の一」を「二十分の一」に改め、「金額」の下に「当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。」を加え、同項の表を次のように改める。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九二、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上一二一、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上一二八、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上一六五、〇〇〇円未満
第一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上一七五、〇〇〇円未満
第二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上一九五、〇〇〇円未満
第四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上二一〇、〇〇〇円未満
第五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上二二〇、〇〇〇円未満

第一六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九〇、〇〇〇円未満
第二四級	四〇〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円以上 四一〇、〇〇〇円未満
第二五級	四二〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円以上 四三〇、〇〇〇円未満
第二六級	四四〇、〇〇〇円	四三〇、〇〇〇円以上 四五〇、〇〇〇円未満
第二七級	四六〇、〇〇〇円	四五〇、〇〇〇円以上 四七〇、〇〇〇円未満
第二八級	四八〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円以上 四九〇、〇〇〇円未満
第二九級	五〇〇、〇〇〇円	四九〇、〇〇〇円以上 五一〇、〇〇〇円未満
第三〇級	五二〇、〇〇〇円	五一〇、〇〇〇円以上 五三〇、〇〇〇円未満
第三〇級	五四〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円以上 五五〇、〇〇〇円未満
第三〇級	五六〇、〇〇〇円	五五〇、〇〇〇円以上 五七〇、〇〇〇円未満
第三〇級	五八〇、〇〇〇円	五七〇、〇〇〇円以上 五九〇、〇〇〇円未満
第三〇級	六〇〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円以上 六一〇、〇〇〇円未満

第七十二条の二第二項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

第七十八条第二項中「十九万二千円」を「二十万四千四百円」に、「六万四千円」を「七万四千八百円」に改める。

第八十二条第一項後段中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改め、同条第三項第一号中「三百五十七万七千円」を「四百十四万八千円」に改め、同項第二号中「二百一十萬五千円」を「二百五十六万二千円」に改め、同項第三号中「百九十九万五千円」を「二百三十一万八千円」に改める。

第八十三条第三項中「十九万二千円」を「二十万四千四百円」に改める。

第八十七条の三「死亡したとき、又は障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなった場合において、その該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過した」を「次の各号のいずれかに該当するに至つた」に改め、同条に次の各号を加える。

一 死亡したとき。	
二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。	
三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。	
ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。	

第八十七條の六第一号中「受給権者」の下に「（最後に障害状態に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の受給権者又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者（いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）」を加える。

第八十七條の七後段中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第八十九條第三項中「八十九万二千五百円」を「百三十七万七千円」に改める。

第九十條中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第九十一條の八第一項中、「組合員又は」を「適用法人の組合は、国税滞納処分」の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくはは、「又は財産」を「若しくは財産」に、「は、適用法人の組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分する」を「に對して、その処分を請求する」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 適用法人の組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。第百十一條の八に次の一項を加える。

昭和六十一年三月以前	
昭和六十一年四月から昭和六十三年三月まで	
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	
平成元年十二月から平成三年三月まで	
平成三年四月から平成四年三月まで	
平成四年四月から平成五年三月まで	
平成五年四月以後	

附則第十四條の三第四項中「前条第四項及び第五項を、前条第八項及び第九項」に改める。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、適用法人の組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

附則第十二條の四第一項第一号中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「四百二十月」を「四百四十四月」に改める。

附則第十三條第一項の表附則第十二條の四第一項第一号の項中「四百二十月」を「四百四十四月」に改める。

附則第十三條の九を次のように改める。	
（平均標準報酬月額額の改定）	
第十三條の九 次の表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する者の平均標準報酬月額を計算する場合においては、第七十七條第一項中各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額（その月が附則第十三條の九の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。）とする。	

昭和六十一年三月以前	一・二二
昭和六十一年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月以後	〇・九九

第二条第三項中「未満で」を「に達する日以後」に改正する。

その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合、その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額

二 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合、その者の標準報酬の月額から十七万円を控除して得た金額

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十三条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行われない。

一 その者の標準報酬の月額と当該障害共済年金の額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十〇万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額が二十〇万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合、その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額から二十〇万円

円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の標準報酬の月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合、その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額

二 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合、その者の標準報酬の月額から十七万円を控除して得た金額

第九十三条の二第二項第一号中「が、十八歳に達したときから、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した日以後の最初の三月三十一日までの間にある」とに改める。

第九十九条第一項第二号中「掛金」の下に「特別掛金を加え、同条第二項中「掛金及び」の下に「特別掛金並びに」を加え、同条第二号中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加え、同条第五項の次に次の一条を加える。

（育児休業期間中の掛金の特例）
第百条の二 育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）第三条第一項その他政令で定める法令の規定により育児休業をしている組合員（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る

掛金は、徴収しない。
第百一条の次に次の一条を加える。

（特別掛金）
第百一条の二 特別掛金は、組合員が期末手当等（一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける月につき、徴収するものとする。

2 特別掛金は、組合員が受ける期末手当等の額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を標準として算定するものとし、その期末手当等と特別掛金との割合は、連合会の定款で定める。

3 前条の規定は、特別掛金について準用する。この場合においては、同条第一項中「毎月、報酬その他の給与を支給する際」とあるのは「次条第一項に規定する期末手当等を支給する際」と、「組合員の給与」とあるのは「組合員の当該期末手当等」と読み替えるものとする。

第百三条第一項中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

第百十一条の七第一項中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加え、同条第四項本文中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加え、同項ただし書中「又は負担金」を「若しくは特別掛金若しくは負担金」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

第百十一条の八第一項中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

第百十一条の九及び第百十一条の十中「掛金」の下に「特別掛金」を加える。

第百十二条第二項中「又はこの法律」を「若しくは特別掛金若しくはこの法律」に改める。

第百十五条第二項中「及び掛金」を「並びに掛金及び特別掛金」に改める。

第百二十四条の二第一項及び第百二十五条中「及び国」を「並びに国」に改める。

附則第三条の二第二項中「第百二条第四項」を「第百一条の二第二項中「連合会」とあるのは「連合会又は適用法人の組合」と、第百二条第四項」に改める。

附則第十二条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 第百条の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

附則第十二条の三及び第十二条の四を次のように改める。

（退職共済年金の特例）
第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。
二 一年以上の組合員期間を有すること。
三 組合員期間等が二十五年以上であること。
第十二条の四 前条の規定による退職共済年金に係る第八十条の規定の適用については、同条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。
2 第七十四条の二の規定は、前条の規定による退職共済年金については、適用しない。
3 第七十八条の規定は、次条第一項から第四項まで、附則第十二条の四の三、第十二条の七の二、第十二条の七の三及び第十二条の七の五の規定によりその額が算定される場合を

附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十二条の四の第三項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時、第三項において同じ。)とあるのは、附則第十二条の三の規定に

附則第十二條の七第一項中「附則第十二條の三第一項を附則第十二條の三」に、「同条第一項を同条第一号」に改め、同条第二項中「附則第十二條の三第一項」を「附則第十二條の三」に、「同項」を「同条第一号」に改め、同条の次に次の五条を加える。

3 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の三第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の七の三第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の

5 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条

第二項とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八條第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時）」と、前条の「とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

4 第三第二項及び第四項の規定（これらの規定中第七十九條第二項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）は、適用しない。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後において、附則第十二条の四の二第一項から第四項まで並びに第十二条の四の二第三項及び第四項の規定は、その者については、適用しない。

7 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなくなった場合においては、附則第十二条の四の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

8 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、附則第十二条の四の二第四項並びに第十二条の

四の三第二項及び第四項の規定（これらの規定中第七十九條第二項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）は、適用しない。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後において、附則第十二条の四の二第一項から第四項まで並びに第十二条の四の二第三項及び第四項の規定は、その者については、適用しない。

7 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなくなった場合においては、附則第十二条の四の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

8 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、附則第十二条の四の二第四項並びに第十二条の

四の三第二項及び第四項の規定（これらの規定中第七十九條第二項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）は、適用しない。

第十二条の七の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七條の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受ける権利を取得したときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第七十七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額から政令で定める金額を減じた金額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算した金額とする。

2 繰上げ調整額については、第七十七條第四項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する退職共済年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎年金を受ける権利を取得したときは、附則第十二条の四の二、第十二条の四の三第三項及び第四項並びに第十二条の七の三第四項及び第五項の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

4 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百四十四月に満たないものに限る。次項において同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職

共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

5 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第七十七條第四項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

6 繰上げ調整額が加算された退職共済年金に係る第七十八條の規定の適用については、同条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時）」と、前条の規定する繰上げ調整額を除く。」と、「前条の」とあるのは「前条並びに附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した金額」とあるのは「加算した金額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至ったときから、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条

共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

5 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第七十七條第四項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

6 繰上げ調整額が加算された退職共済年金に係る第七十八條の規定の適用については、同条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時）」と、前条の規定する繰上げ調整額を除く。」と、「前条の」とあるのは「前条並びに附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した金額」とあるのは「加算した金額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至ったときから、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条

共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

5 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第七十七條第四項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

第十二条の七の六 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十二条の七の二第二項及び第三項又は第十二条の七の三第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限り)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時)」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時(当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時)」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とする。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(附則第十二条の七の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されているもの又は附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限り)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の

額」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額(附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。))と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時から引き続き」とする。

附則第十二条の八第三項中「附則第十二条の四第一項又は第二項の規定を(附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例)に改め、同条第四項中「附則第十二条の四第二項を(附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項)に改め、同条第六項中「附則第十二条の四第四項、」を削り、「及び附則第十二条の六を、第十二条の七の四及び第十二条の七の六第一項に、附則第十二条の六中」を「同条第一項中」に改め、同条第七項中「附則第十二条の四第一項第二号」を「同項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第二号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

10 第七十四条の二の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定による退職共済年金については、適用しない。

附則第十二条の八の次に次の二条を加える。
(退職共済年金と基本手当等との調整)
第十二条の八の二 附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者に限り)が同法第十五条第二項の規

定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除き、その支給を停止する。

一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十三条第二項に規定する受給期間が経過したとき。

二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十三条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分(同法第二十三条の二第一項の規定により基本手当(同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。)の支給を受ける者にあつては、同法第二十三条第一項に規定する所定給付日数に同法第二十三条の二第一項の規定により基本手当を支給する日数を加えた日数に相当する日数分)の基本手当の支給を受け終わったとき(同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わつたとき)。

2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の退職共済年金については、適用しない。

一 その月において、大蔵省令で定めるところにより当該退職共済年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月の分の退職共済年金について、第七十九条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに

該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により退職共済年金の支給が停止された月(以下この項において「年金停止月」という。)の数から前項第一号に規定するみなされる日の数を三十で除して得た数(未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする)を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

4 前三項の規定は、附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金の受給権者(船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者に限り)が同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に必要技術的誠替は、政令で定める。

5 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの(第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限り)が、附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金(退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除く。)の支給を停止する。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは

は「第五項に規定する者が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第二項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定は、船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて、同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（第四項において準用する第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が附則第十二条の三又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第十二条の八の三 附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、その月の分の退職共済年金の額は、第七十九条第二項（附則第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項若しくは第四項又は第十二条の七の四第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（その金額に十分の二十五を乗じて得た金額に当該受給権者の標準報酬の月額を加えた金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬の

月額を控除して得た金額に二十五分の十を乗じて得た金額）に十二を乗じて得た金額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者の標準報酬の月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た金額の百分の六十四に相当する金額未満であるとき。当該受給権者の標準報酬の月額に百分の十を乗じて得た金額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者の標準報酬の月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た金額に対する当該受給権者の標準報酬の月額の割合が通算する程度に応じ、百分の十から一定の割合で減算するように大蔵省令で定める率を乗じて得た金額

2 前項の場合において、調整額が第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額（第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額）以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

3 附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た金額の百分の八十五に相当する金額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額が支給限度額以上であるとき。

4 第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第七十三条第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）」とあるのは「第六十一条第一項の賃金日額（以下この条において「賃金日額」という。）」とあるのは「第六十一条第一項の賃金日額（以下この条において「賃金日額」という。）」と読み替えるものとする。

附則第十三条第一項の表第七十六条第二項の項を次のように改める。

第七十六条第二項第三号

組合員期間等が二十五年以上

附則第十三条第一項に規定する特定監視等

附則第十二条の三第一項第一号	組合員期間等が二十五年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定監視等
附則第十二条の三第二項第一号	組合員期間等が二十五年以上である組合員	附則第十三条第一項に規定する特定監視等
附則第十二条の四第一項第一号	当該月数が四百四十月未満であるときは、四月を超えるときは、四百四十四月とする。	当該月数が、二百四十月未満であるときは、四月を超えるときは、四百四十四月とする。
附則第十二条の四第二項	第七十七条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第七十七条第二項第一号
附則第十二条の六	退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）	退職共済年金

附則第十二条の三第三号	組合員期間等が二十五年以上	附則第十三条第一項に規定する特定監視等
附則第十二条の四第二項第一号	当該月数が四百四十月を超えるときは、四百四十四月とする。	当該月数が、二百四十月未満であるときは、四月を超えるときは、四百四十四月とする。

に改め、附則第十二条の七

第一項及び第二項の項の次に次のように加える。

[illegible]

附則第十二条の七の六第二項		当時（当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時）	加算されたものであつて、かつその年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの
第七十八条第一項		当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額）	附則第十三条第一項において読み替えられた第七十八条第一項
当時（当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）		当時	

附則第十三条の三第七項中「前項第五号」を「第六項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第百条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない。

附則第十三条の九の次に次の一項を加える。（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

第十三条の十 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができ。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 日本国内に住所を有するとき。
- 二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。
- 三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して二年を経過しているとき。
- 四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令

組合員期間		率
六月以上二月未満		〇・五
二月以上八月未満		一・〇
八月以上二月未満		一・五
二月以上三月未満		二・〇
三月以上三月六未満		二・五
三月六以上		三・〇

4 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

5 脱退一時金について第四十九条及び第五十条の規定を適用する場合には、第四十九条中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは脱退一時金」と、第五十条中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び脱退一時金並びに」と読み替へるものとする。

6 脱退一時金は、第四十一条、第四十七条第一項、第六十六条及び第六十八条の規定の適用については、長期給付とみなす。

附則第二十條第二項中「及び負担金」を「及び特別掛金並びに負担金」に改める。

附則第二十條の二第一項中「並びに第八十九条第一項第一号ロ」を「第八十九条第一項第一号ロに改め、並びに第二項の下に、並びに附則第十二条の四の二第三項を加える。」

（国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

とあるのは、「退職している」に改める。

第十一条第一項中「附則第十二条の四第二項及び第三項」を「附則第十二条の四の二第二項及び第三項（新法附則第十二条の四の二第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。並びに新法附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項に改め、同項第十二条中「附則第十二条の四第一項第一号」を「附則第十二条の四の二第二項第一号（新法附則第十二条の四の二第三項及び第三項、第十二条の七の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）に、又は同号に規定する金額に係る新法附則第十二条の八第三項を「若しくは新法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項」に改め、同条第二項中「附則第十二条の四第一項第一号」を「附則第十二条の四の二第二項第一号」に、又は同号に規定する金額に係る新法附則第十二条の八第三項を「若しくは新法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項」に改める。

第二十六條第一項中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三に、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

別表新法附則第十二条の四第一項第一号の項中「四百二十月」を「四百四十四月」に改める。

第四条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第三条の二に次の一項を加える。

4 新法第七十四条の三第二項及び第七十四条の四の規定は、前条に規定する給付のうち年金である給付について準用する。

第十條第一項中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三に、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

別表新法第七十六條第一項第一号の項中「昭和三十三年法律第九十九号」の下に、以下「施行法」というを加え、同表新法第七十六條第二項の項を次のように改める。

新法第七十六條第二項 組合員期間等が二十五年以上 特定更新組合員等又は特定衡視等
第三号

新法附則第十二條の三第一項第一号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員等又は特定衡視等
新法附則第十二條の三第二項	組合員期間等が二十五年以上であるもののその組合員期間等が二十五年以上となつたとき	特定更新組合員等又は特定衡視等
新法附則第十二條の四第一項第一号	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする
新法附則第十二條の四第二項	第七十七條第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第七十七條第二項第一号
新法附則第十二條の六	退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）	退職共済年金

別表中

新法附則第十二條の三第三号	組合員期間等が二十五年以上	特定更新組合員等又は特定衡視等
新法附則第十二條の四第二項第一号	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする
新法附則第十二條の四第二項第二号	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第一号
新法附則第十二條の四第二項第三号	組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衡視等
新法附則第十二條の四第二項第四号	第七十八條第一項	施行法別表において読み替えられた第七十八條第一項
新法附則第十二條の四第二項第五号	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）	当時
新法附則第十二條の四第二項第六号	当時（当該請求があつた当時）	施行法別表において読み替えられた第七十八條第一項
新法附則第十二條の四第二項第七号	第七十八條第一項	当時

を

新法附則第十二條の七第一項及び第二項の項の次に次のように加える。

新法附則第十二條の七	第七十八條第一項	施行法別表において読み替えられた第七十八條第一項
新法附則第十二條の七	組合員期間	組合員期間（当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月）
新法附則第十二條の七	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）	当時
新法附則第十二條の七	当時（その年齢に達した当時）	組合員期間（当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月）
新法附則第十二條の七	当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百四十四月を超えるときは四百四十四月とする
新法附則第十二條の七	同条第一項	施行法別表において読み替えられた同条第一項
新法附則第十二條の七	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額）	当時

百円とする。

附則第五十七條第一項中「新共済法附則第十三條の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七條第一項に規定する政令で定める率」を「一・二二」に、「その金額」を「当該百分の七十に相当する金額」に改める。

第六條 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号）の一部を次のように改正する。

附則第十條の見出し中「支給期月」を「支給期月等」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 新共済法第七十四條の三及び第七十四條の四の規定は、旧共済法による年金について準用する。

附則第十一條第五項中「第七十四條の下に」新共済法第七十四條の二を加える。

附則第十四條第一項中「並びに第十二條の八第一項を」第十二條の八第一項に改め、「第九項の下に」並びに第十三條の十第一項を加え、同條第二項から第四項までの規定中「及び附則第十二條の三を」附則第十二條の三及び第十三條の十第一項に改める。

附則第十五條第一項中「第八十九條第一項第二号並びに附則第十二條の四第一項を」並びに第八十九條第一項第一号並びに新共済法附則第十二條の四の二第二項及び第三項（新共済法附則第十二條の四の三第一項及び第三項、第十二條の七の二第二項、第十二條の七の三第二項及び第四項並びに第十二條の八第三項においてその例による場合を含む。）に改め、同條第三項中「附則第十二條の四第一項の」を「新共済法附則第十二條の七の二第二項及び第十二條の八第三項においてその例によるものとされた新共済法附則第十二條の四の二第二項及び第三項の」に改め、「新共済法第七十七條第一項の」

下に「並びに新共済法附則第十二條の七の二第二項及び第十二條の八第三項においてその例によるものとされた新共済法附則第十二條の四の二第二項を加え、同條第二項を」新共済法第七十七條第二項並びに新共済法附則第十二條の七の二第二項及び第十二條の八第三項においてその例によるものとされた新共済法附則第十二條の四の二第三項に改め、「新共済法附則第十二條の四第一項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」とを削る。

附則第十六條第二項中「附則第十二條の四第一項第一号を」附則第十二條の四の二第二項第一号（新共済法附則第十二條の四の三第一項及び第三項、第十二條の七の二第二項、第十二條の七の三第二項及び第四項並びに第十二條の八第三項においてその例による場合を含む。）次項において同じ。）に改め、同條第三項中「附則第十二條の四第一項第一号を」附則第十二條の四の二第二項第一号に改め、同條第五項中「附則第十二條の四第一項第一号を」附則第十二條の七の二第二項及び第十二條の八第三項においてその例によるものとされた新共済法附則第十二條の四の二第二項第一号に改める。

附則第十九條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「附則第十二條の四第一項第一号の規定及び」を「附則第十二條の四の二第二項第一号（新共済法附則第十二條の四の三第一項及び第三項、第十二條の七の二第二項、第十二條の七の三第二項及び第四項並びに第十二條の八第三項においてその例による場合を含む。）以下この項において同じ。及び第十二條の七の五の規定並びに」に、「附則第十二條の四第一項第一号の規定並びに」を「附則第十二條の四の二第二項第一号並びに第十二條の七の五第一項、第四項及び第五項の規定並びに」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金又は減

額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が五百四十月以上であるときは、新共済法附則第十二條の四の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間が四十五年以上である者であるものとみなす。

附則第二十一條第一項中「第七十八條及び附則第十二條の四の二第二項及び第三項（新共済法附則第十二條の四の三第一項及び第三項、第十二條の七の二第二項並びに第十二條の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）に改め、同條の次に次の一項を加える。

（退職共済年金の支給停止の特例）

第二十一條の二 新共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金（当該退職共済年金に係る新共済法附則第十二條の四の二第二項第一号に規定する金額が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十六條第一項第二号に規定する金額を超えるものに限る。）に係る新共済法附則第十二條の四の二並びに第十二條の七の四第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、新共済法附則第十二條の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号）附則第十六條第一項第二号に規定する金額（附則第十二條の七の四第二項において「基礎年金相当部分の額」という。）と、新共済法附則第十二條の七の四第二項中「当該退職共済年金に係る附則第十二條の四の二第二項第一号に規定する金

額」とあるのは「基礎年金相当部分の額」と、同條第三項中「当該退職共済年金に係る附則第十二條の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五五号）附則第十六條第一項第二号に規定する金額」とする。

附則第三十六條第一項を次のように改める。
退職年金の受給権者が六十歳に達した日の属する月の翌月以後の組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職年金の額のうち、当該各号に定める金額に新共済法第七十八條の規定及び附則第十七條の規定の例により算定した加給年金に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の標準報酬の月額と当該退職年金の額のうちの算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第十二條の四の二第二項並びに新施行法第十一條の規定並びに附則第九條及び第十五條の規定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十〇万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額二、その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額が二十〇万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得

た金額

イ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合、その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超え、かつ、三十四万円と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の標準報酬の月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合、その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合、その者の標準報酬の月額から十七万円を控除して得た金額

附則第三十六條第二項中「及び附則第十二條の四」を、「附則第十二條の四の二第二項及び第三項」に改める。

附則第四十四條第一項を次のように改める。

障害年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害年金の額のうち、当該各号に定める金額（当該障害年金が旧共済法の障害等級の一級又は二級に該当するときは、当該金額に新共済法第八十三條の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額）に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の標準報酬の月額と当該障害年金の額のうちの算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法第八十二條

第一項第一号及び新施行法第十二條の規定並びに附則第九條の規定の例により算定した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十〇万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額が二十〇万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合、その者の標準報酬の月額と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の標準報酬の月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円以下である場合、その者の標準報酬の月額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の標準報酬の月額が三十四万円を超える場合、その者の標準報酬の月額か

ら十七万円を控除して得た金額

附則第四十六條第一項各号列記以外の部分中「この条の下に「及び次条を加え、同条第二項中「旧共済法」の下に「第二條第三項及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧共済法第二條第三項中「十八歳未満」とあるのは、「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」と読み替へるものとする。

附則第四十六條の次に次の一條を加える。

第四十六條の二 旧共済法第九十一條の規定は、遺族年金についてなおその効力を有する。この場合において、同条第五号中「十八歳に達した」とあるのは、「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と読み替へるものとする。

附則第五十一條第三項中「及び附則第十二條の四」を、「附則第十二條の四の二第二項及び第三項」に、「並びに附則第十二條の四第一項及び第三項」を、「及び附則第十二條の四の二第二項」に改める。

第七條 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成元年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第五項中「平成二年四月一日前に退職した者に係る日本たばこ産業共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金で昭和六十年改正法附則第三十六條第二項の規定により改定されたものを」と前項に規定する年金に、「改正後の昭和六十年改正法を昭和六十年改正法に、（附則第十二條の四第二項）を（附則第十二條の四の二第三項）に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「附則第五十一條第二項」を「附則第五十一條第三項」に改め、「次項」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

本たばこ産業共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金で昭和六十年改正法附則第三十六條第二項の規定により改定されたものについて法による平均標準報酬月額を計算する場合においては、第二項の規定の例による。附則第八條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「平成二年四月一日前に退職した者に係る法による退職共済年金、同日前に法第八十一條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた者に係る法による障害共済年金又は同日前に死亡した者に係る法による遺族共済年金で日本たばこ産業共済組合（法第八條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）が支給するもの」を「前項に規定する年金に、（改正後の法）を（法）に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成二年四月一日前に退職した者に係る法による退職共済年金、同日前に法第八十一條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた者に係る法による障害共済年金又は同日前に死亡した者に係る法による遺族共済年金で日本たばこ産業共済組合（法第八條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）が支給するものについて法による平均標準報酬月額を計算する場合においては、法第七十七條第一項中「（以下同じ）とあるのは「次項、第八十二條第一項第二号及び第二項、第八十七條の四、第八十九條第一項第一号ロ及び第二号ロ並びに第二項、第九十三條の三並びに附則第十二條の四の二第三項を除き、（以下同じ）と、同条第二項第一号中平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額）その月の昭和六十二年三月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇五を乗じて得た額とし、その月が同年四月から昭和六十二年三月までの

期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一〇三を乗じて得た額とする。を平均した額をいう。次号、第八十二条第一項第二号及び第二項、第八十七條の四、第八十九條第一項第一号及び第二号並びに第二項、第九十三條の三並びに附則第十二條の四の第三項において同じ。」とする。

附則

(施行期日)

公布の日
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国公務員等共済組合法第四十二條第一項及び同項の改正規定並びに次条及び附則第三條の規定 この法律の公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第一条中国公務員等共済組合法第九十九條及び第九十九條の改正規定並びに附則第十二條の規定 この法律の公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定(次号及び第三号に掲げる規定を除く)、第四条の規定、第六條の規定及び第七條中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八條第五項の改正規定(「附則第十二條の四第二項」を「附則第十二條の四の第三項」に改める部分に限る。)並びに附則第四條、第六條第四項、第七條、第十一條及び第十四條の規定 平成七年四月一日

四 第二条中国公務員等共済組合法附則第十二條の八の次に二条を加える改正規定(同法附則第十二條の八の三に係る部分に限る。)及び附則第九條第一項の規定 平成八年四月一日

五 第二条中国公務員等共済組合法附則第十二條の八の次に二条を加える改正規定(同法附則第十二條の八の三に係る部分に限る。)及び附則第九條第一項の規定 平成九年四月一日

六 第二条中国公務員等共済組合法附則第十二條の八の次に二条を加える改正規定(同法附則第十二條の八の三に係る部分に限る。)及び附則第九條第一項の規定 平成九年四月一日

七 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第七十二條の二第一項、第七十八條第二項、第八十一條第一項及び第九十三條第三項、第八十九條第三項、第九十條、附則

第十二條の四第一項、附則第十三條第一項並びに附則第十三條の九の規定、第三條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第一條第一項及び別表の規定、第五條の規定による改正後の昭和六十一年改正法(以下「改正法」という)の附則第十六條第一項から第五項まで、附則第十七條第二項、附則第十九條第二項、附則第三十五條第一項、附則第四十條第一項、附則第四十二條第一項及び第二項、附則第四十六條第一項及び第五項、附則第五十條第一項、附則第五十一條並びに附則第五十七條第一項の規定並びに第七條の規定(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八條第五項の改正規定(附則第十二條の四第二項)を除く。)による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八條の規定並びに附則第六條第一項から第三項までの規定は、平成六年十月一日から適用する。

(標準報酬に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)の属する月の翌月の初日
平成六年十月一日前に国家公務員等共済組合の組合員(以下「組合員」という)の資格を有する者(国家公務員等共済組合法(以下「法」という)の第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員、法附則第十二條第三項に規定する特例退職組合員及び法附則第十三條の三第四項に規定する特例継続組合員を除く。)のうち、同年七月一日から九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は法第四十二條第七項の規定により同年八月若しくは九月から標準報酬が改定された者であつて、同月の同条第一項に規定する標準報酬の月額が八万六千円以下であるもの又は五十三万四千円であるもの(当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額が五十四万五千円未満であるものを除く。)の標準報酬は、当該標準報酬の月額を基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の法第四十二條第一項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員等共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、施行日の属する月の翌月の初日
平成六年十月一日から平成七年九月までの各月の標準報酬とする。

(短期給付の額に関する経過措置)

第三条 第一條の規定による改正後の法第四十二條第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)の属する月の翌月の初日
「施行日」という。以後に給付事由が生じた法による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の額を計算する場合の法第六十六條、第六十七條又は第六十八條に規定する標準報酬の日額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の額を計算する場合のこれらの規定に規定する標準報酬の日額については、なお従前の例による。

(改正前の退職共済年金の取扱い)

第四条 この法律の施行(附則第一條第一号の規定による施行)をいう。次項及び附則第七條において同じ。の條に規定する改正前の法第七十六條第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、第二條の規定による改正後の法(以下「改正法」という)第七十六條第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

2 この法律の施行の條に第二條の規定による改正前の法附則第十二條の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、改正共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

2 この法律の施行の條に第二條の規定による改正前の法附則第十二條の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、改正共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

第五条 平成六年九月分以前の月分の法による年金である給付の額及び旧共済法による年金(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五号。以下「昭和六十一年改正法」という)附則第二條第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。)の額については、なお従前の例による。

2 第一條の規定による改正後の法第八十七條の七の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法

による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(退職共済年金の額の算定に関する経過措置)
第六條 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第一條の規定による改正後の法附則第十二條の四第一項第一号の規定並びに第一條の規定による改正後の法附則第十三條第一項及び第三條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五号)附則第十六條第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者)にあつては四百二十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二月」とする。

2 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第五條の規定による改正後の昭和六十一年改正法(以下「改正法」という)附則第十六條第一項第一号及び第九十九條第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者)にあつては四百二十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二月」とする。

3 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第三條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第一條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十七」とあるのは、「三十七(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は国家公務員等共済組

合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては三十五年、同月二日以後に生まれた者(同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。)にあつては三十六年」とする。

4 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する改正共済法附則第十二条の四の二第二項第一号の規定並びに改正共済法附則第十三条第一項及び第四條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二月)」とする。

(組合員である間の退職共済年金等の支給停止の特例に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に法による退職共済年金及び障害共済年金並びに旧共済法による退職年金及び障害年金(昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)を受ける権利を有する者(法による退職共済年金及び旧共済法による退職年金を受ける権利を有する者にあつては、昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。)については、改正共済法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項又は第六條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第三十六條第一項若しくは第四十四條第一項の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額が、それぞれ第二條の規定による改正前の法第七十九条第二項若しくは

第八十七條第二項又は第六條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十六條第一項若しくは第四十四條第一項の規定が平成七年四月一日以後も適用されるものとしてこれらの規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額(以下この条において「旧停止解除額」という。)より少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。(障害共済年金の支給に関する経過措置)

第八条 平成六年十月一日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していたことがある者(同日において当該障害共済年金を受ける権利を有する者を除く。)が、当該障害共済年金の給付事由となつた傷病により、同日において法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。)にあるとき、又は同日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、平成六年十月一日(同日において障害状態にな

い者にあつては、障害状態に該当するに至ったとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 平成六年十月一日前に旧共済法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者(同日において当該旧共済法による障害年金を受ける権利を有する者を除く。)が、当該旧共済法による障害年金の給付事由となつた傷病により、同日において障害状態にあるとき、又は同日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、平成六年十月一日(同日において

障害状態にない者にあつては、障害状態に該当するに至ったとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

当するに至ったとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、法第八十一条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、法第八十一条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

(雇用保険法による基本手当等との調整に関する経過措置)

第九条 改正共済法附則第十二条の八の二の規定は、改正共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金(その受給権者が、平成八年四月一日前にその権利を取得したものに限り)については、適用しない。

2 改正共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金(その受給権者が、平成九年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

(日本鉄道共済組合が支給する平成十一年九月分までの年金である給付に係る平均標準報酬月額等の改定率に関する経過措置)

第十条 第一条の規定による改正後の法附則第十三条の九の規定は、平成六年十月分から平成十一年九月分までの月分の日本鉄道共済組合(法第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。以下同じ。)が支給する法による年金である給付については、適用しない。

2 前項の場合において、平成六年十月分から平成七年三月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する法による年金である給付で平成四年十二月以前の組合員期間を有する者の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、同項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額にそれぞれ昭和六十年の物価指数(第七十二条の二第一項に規定する物価指数をいう。以下この項におい

て同じ。)に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額(組合員又は組合員であつた者のうち昭和六十年十二月以前の組合員期間を有しない者については、その者の各月の標準報酬の月額に、その者が最初に組合員の資格を取得した日の属する年の物価指数に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額)とする。

3 2 前項の場合において、平成七年四月分から平成十一年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する法による年金である給付で平成四年十二月以前の組合員期間を有する者の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、同項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額にそれぞれ昭和六十二年三月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とし、同年四月から昭和六十五年三月までの期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とする。以下この項において同じ。)に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額(組合員又は組合員であつた者のうち昭和六十六年三月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する改正後の昭和六十年改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後の昭和六十年改正法附則第三十五條第一

項の場合において、平成七年四月分から平成十一年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する法による年金である給付で平成四年十二月以前の組合員期間を有する者の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、同項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額にそれぞれ昭和六十二年三月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とし、同年四月から昭和六十五年三月までの期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とする。以下この項において同じ。)に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額(組合員又は組合員であつた者のうち昭和六十六年三月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する改正後の昭和六十年改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後の昭和六十年改正法附則第三十五條第一

項の場合において、平成七年四月分から平成十一年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する法による年金である給付で平成四年十二月以前の組合員期間を有する者の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、同項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額にそれぞれ昭和六十二年三月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とし、同年四月から昭和六十五年三月までの期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とする。以下この項において同じ。)に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額(組合員又は組合員であつた者のうち昭和六十六年三月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する改正後の昭和六十年改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後の昭和六十年改正法附則第三十五條第一

項の場合において、平成七年四月分から平成十一年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する法による年金である給付で平成四年十二月以前の組合員期間を有する者の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、同項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額にそれぞれ昭和六十二年三月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とし、同年四月から昭和六十五年三月までの期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とする。以下この項において同じ。)に対する平成五年の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額(組合員又は組合員であつた者のうち昭和六十六年三月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する改正後の昭和六十年改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後の昭和六十年改正法附則第三十五條第一

会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條第一項中兩議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)
2 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の五の二を同条第十三号の五の三とし、同条第十三号の五の次の一号を加える。

十三の五の二 行政改革委員会の常勤の委員
第一条第十九号の七を次のように改める。
十九の七 行政改革委員会の非常勤の委員
別表第一官職名の欄中「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「土地鑑定委員会の非常勤の委員」に改める。

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第百条の七の次に次の一条を加える。
(在外邦人等の輸送)

平成六年十一月十一日印刷

第百条の八 長官は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、長官は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 前項の輸送は、第百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する空港施設の状態その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、その他の輸送の用に主として供するための航空機により行うことができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

十月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、從軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(第一〇四号)(第二二五号)(第一三四号)

一、人事院勧告早期完全実施に關する請願(第一三六号)

一、從軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(第一八九号)(第二二八号)

第一〇四号 平成六年十月十四日受理
從軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願

請願者 東京都足立区江北六ノ二九ノ三ノ二〇四 湯沢千鶴

紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二五号 平成六年十月十七日受理
從軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(三通)

請願者 静岡県藤枝市瀬戸新屋三八二ノ三

〇 藤井博美外二名

紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一三四号 平成六年十月十八日受理
從軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(三通)

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町一ノ三

二ノ五 平林節子外二名

紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一三六号 平成六年十月十八日受理
人事院勧告早期完全実施に關する請願

請願者 愛媛県喜多郡内子町五百木八〇一

土肥正成外千六百六十名

紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第一八九号 平成六年十月十九日受理
從軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(三通)

請願者 静岡県藤枝市瀬戸新屋三八二ノ三

〇 藤井綾乃外二名

紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二八号 平成六年十月二十日受理
從軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(三通)

請願者 東京都目黒区五本木三ノ一三ノ一

五 荒木のり外二名

紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

平成六年十一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局